

平成 20 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	企 画 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	森 鉄 也	健 康 推 進 課 長	三 浦 美 江 子
農 林 課 長	阿 部 誠 一	商 工 課 長	森 孝 良
観 光 課 長	武 藤 一 男	建 設 課 長	佐 藤 家 一
都 市 整 備 課 長	佐々木 義 明	教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均
ガ ス 水 道 局 事 業 課 長	北 村 正		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成20年3月11日(火曜日)午前10時開議

- 第1 議案第6号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第1号)
- 第2 議案第7号 政治倫理の確立のためにかほ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第8号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第9号 にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第10号 にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第11号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第12号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第13号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第14号 にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第15号 にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第16号 にかほ市立象潟中学校建設基金条例を廃止する条例制定について
- 第12 議案第17号 にかほ市山崎科学教育振興基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第18号 にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第19号 にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第20号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第21号 にかほ市国民保養センター条例を廃止する条例制定について
- 第17 議案第22号 にかほ市稲倉山荘条例制定について
- 第18 議案第23号 にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第24号 冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
- 第20 議案第25号 市道路線の廃止について
- 第21 議案第26号 市道路線の認定について
- 第22 議案第27号 損害賠償の額を定めることについて
- 第23 議案第28号 損害賠償の額を定めることについて
- 第24 議案第29号 損害賠償の額を定めることについて

- 第25 議案第30号 にかほ市公共下水道笹森クリーンセンター(増設)の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 第26 議案第31号 にかほ市公共下水道芹田中継ポンプ場及び鈴中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 第27 議案第32号 にかほ市公共下水道久根添中継ポンプ場及び黒川中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 第28 議案第33号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第29 議案第34号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第30 議案第35号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第31 議案第36号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第10号)
- 第32 議案第37号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第4号)
- 第33 議案第38号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第3号)
- 第34 議案第39号 平成19年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第35 議案第40号 平成19年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 第36 議案第41号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第37 議案第42号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 第38 議案第43号 平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第4号)
- 第39 議案第44号 平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算(第5号)
- 第40 議案第45号 平成20年度にかほ市一般会計予算
- 第41 議案第46号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算
- 第42 議案第47号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算
- 第43 議案第48号 平成20年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第44 議案第49号 平成20年度にかほ市老人保健特別会計予算
- 第45 議案第50号 平成20年度にかほ市簡易水道特別会計予算
- 第46 議案第51号 平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算
- 第47 議案第52号 平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算
- 第48 議案第53号 平成20年度にかほ市ガス事業会計予算
- 第49 議案第54号 平成20年度にかほ市水道事業会計予算
- 第50 議案第55号 にかほ市が保育を実施する児童に由利本荘市立保育所を使用させることに関する協議について
- 第51 一般会計予算特別委員会の設置
- 第52 議案及び陳情・請願の付託
- 第53 請願の紹介

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 24 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づき出席を求めた者の名簿は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 6 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）から、日程第 50、議案第 55 号にかほ市が保育を実施する児童に由利本荘市立保育所を使用させることに関する協議についてまでの 50 件を一括議題とします。

初めに、議案第 6 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）から、議案第 9 号にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの 4 件の質疑を行います。

なお、発言は自席で行ってください。

議案第 6 号から議案第 9 号までの質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 6 号から議案第 9 号まで 4 件の質疑を終わります。

次に、議案第 10 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 簡単に申し上げますから。1 つは、現在の経済情勢や今後のまちづくりを考えた場合の市の財政状況の中で、今回の報酬引き上げを諮問した理由については市政報告の中でも述べられておりますけれども、再度、今、市民の皆さんからもいろいろ意見がありますから、理由を伺いたいと思います。

2 点目は、審議会委員氏名と審議経過、出された意見について伺いますが、審議会委員名についてはお手元に配付されていますから、関連して、どういう基準で審議委員を選出したのか、それについて伺いたいと思います。

3 点目は、審議会に、私たち議員が、いわゆる期末手当の支給基準が 15% 割り増しの 3.35 ヶ月分、今いただいておりますけれども、議会等に出席した場合、旅費が 1,000 円から 2,500 円支給されております。こういうことについても審議会に対しては資料として出されて、審議されて、議案に出されたような諮問結果になったのか、そういうことについて伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、お答えします。

現在の市議会議員の報酬は合併協議会において現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整

するということが確認され、当面の間は、にかほ市においてにかほ市の特別職報酬等審議会にかけ、定まるまでの間、仁賀保町の額を使用することで確認されております。合併後2年が経過し、にかほ市における市議会議員の報酬額について、職務と責任の度合い及び類似団体との均衡を考慮し、合併時の調整方針のもと、適時適切に改定すべきものと考え、報酬額を審議していただくために諮問したものでございます。

審議会委員につきましては配付しておりましたとおり、市内の各団体から推薦していただいた方など10名の方々に委嘱しております。人選の基準でございますけれども、今申し上げましたとおり、産業別、あるいは婦人団体、あるいは会社関係と各種階層から選考して、推薦依頼、あるいは委嘱をしたところでございます。

審議の経過でございますが、審議会は平成20年1月30日と2月4日の2日間にわたって行われました。各委員からはいろいろな御意見が出されました。主に、諮問案に賛成の御意見と、報酬額については諮問案には賛成であるが、一気に引き上げるべきでなく段階的に引き上げるべきとの御意見もございました。そしてまた、市民感情や財政的負担を考慮し、据え置くべきとの御意見もございました。そして、さまざまな意見や御審議を通し、2月4日に諮問案どおり答申をいただいた次第でございます。

次に、審議会におきましては、月額報酬と期末手当の総支給額について、現在の支給額と改定後の支給額が比較できる資料を提示し、御審議をいただいております。また、費用弁償につきましては、議会出席にかかわる費用弁償の単価の資料は提示しておりませんが、審議の中で、1人当たりの年間及び1回当たりの平均の支出額については報告して御説明を申し上げております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 経過については一応わかりましたけれども、1つは、平成18年に一度審議会を開いて、そして諮問をした結果ということで、まああの際は市長等の給料の引き下げとか、議員報酬だけでなく他の件についても諮問があったわけですがけれども、そのときに議会議員の諮問した内容と今回の諮問がかなり違った内容で諮問したと。その理由についてはどういう理由だったのか、それが1つであります

2つ目は、審議委員の推薦の内容について、各団体からというふうになっていますが、前の審議会の場合もやっぱり各団体からということで、恐らくダブリはないと思うんですが、ただ、団体名は同じだと思うんですが、その辺についてはどういう思考が働いてこういう内容になったのか。

それから、3つ目は、総額で、いわゆる月々の議員報酬のトータルと、それから期末手当と、そういう総額で情報を提供して、資料提供して決められたと、そういうふうに話し合われたという内容ですがけれども、その中には例えば議員の共済年金の掛金、あるいは市当局が負担する内容、そういうものも出されておったのかどうか、その3つについて伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 前段の理由については私から説明をいたしまして、後段の委員の選任、あ

るいは共済関係等については総務部長からお答えをさせたいと思います。

平成 18 年 1 月に特別職報酬等審議会を開催して、議員の報酬については社会経済情勢などを踏まえて据え置きという答申があったわけでございます。その後、議員の報酬はどうあるべきかと私もいろいろ考えてまいりました。そして、類似団体の首長さんの意見なども踏まえていろいろ考えてきたわけでございますが、ただ、議員の報酬にしても特別職についての報酬がこうあるべきだというものの基準は何もないわけでございます、基準は。そうした中で、1 つとしては、にかほ市が誕生してまだ間もないわけでございますけれども、議員の皆さんには行政への監視や検査という機能を発揮するだけではなく、新市発展のためにさらにまちづくりに対する施策の提案など、行政と一体となったまちづくりが市民の皆さんから強く求められてくると考えております。したがって、そうした施策を構築していくためには、旧町単位とは比較にならないほど議員の皆さんの行動範囲、あるいは時間、それに伴う経費、そういうものも増大していくだろうということが一つございます。

また、2 つ目としては、地方分権一括法が施行になりまして、議員の条例の提案権、こういう関係の要件も緩和されたわけでございます。したがって、これからのまちづくりを進める上で、市民の皆さんからも条例の制定などに向けた取り組みも当然議員に課せられてくるのではないかと思います。そうした場合には、これまで以上に調査、あるいは研究、そうしたことも必要でありますし、そうしたことに対する時間的、経費的なことも相当増大してくるだろうというふうに考えたわけでございます。

3 つ目としては、他に収入のない人、例えば、若い人が会社に勤めていて、私も政治に挑戦して、にかほ市のまちづくりに参画したいというふうな、そうした条件もある程度整えてやる必要があるのではないかとこの考えもございました。そして、こうしたことを含めて、市民の代表である議員の皆さんの多くも、類似団体程度の報酬額は必要であるという認識で受けとめていたわけでございます。こうしたことを十分検証しながら、類似団体を参考にして、素案をまとめて審議会に諮問し、答申を受けましたので、今定例会に提案をしたところでございます。

確かに、議員等の報酬の引き上げについては、さまざまな国の制度改革などによって、あるいは昨今の経済情勢などによって市民負担がふえている中での引き上げでございますので、市民感情からすると理解しがたいものがあるのではないかと思います。しかし、この問題については先送りすることなく、早期に結論を出すべきだろうということで、あえて今回提案いたしましたので、議会の皆さんから十分な御審議をいただきまして、方向性を決定していただきたいと、そのような考え方で提案をしたところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 審議会の構成団体はほぼ前回と同じでございますが、新しい諮問案ということで、人選については前回の委員の方と今回の委員の方、すべて入れかえてございます。各種団体についてはほぼ同じでございますが、新しい諮問案ということで、人選については入れかえて推薦をお願い、あるいは委嘱したところでございます。

それから、議員の共済費等についても資料提示して審議したのかということでございますけれど

も、議員の共済費等についてもお示しをして、御審議いただいております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今、市長のお話の中で、市民の感情についても、あるいは今の経済情勢についても触れられておりましたけれども、その点について当局は、この諮問の約40%前後の引き上げについて、これがもう最良のものだと、そういう理解をして諮問したのか。今回は1本の諮問内容ですから。前は3本、4本の案を出しているわけですがけれども、その理由について最後に伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 合併して、にかほ市が誕生いたしました。やはり議員活動としてある程度類似団体に近づけておくような報酬体系は必要であろうというふうに考えての提案でございます。にかほ市も誕生して3年目に入りましたし、総合発展計画が目指すまちづくりに向けて、より具体的にこれからのさまざまな課題に取り組んでいかなければならないと考えております。また、議員の皆さんも5月の時点になりますと折り返しになってまいります。議員の報酬などについては、引き上げについては特にどのような時点であっても、市民の皆さんからはいろいろな御意見があるかと思っております。そういうことあるかと思っておりますが、昨年の12月の定例市議会で、市議会を開催するための予算も御承認いただいて、可決いただきましたので、いろいろ検討しながら、今回こうした形で諮問をしたところでございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 同僚議員の質疑、同議案にありましたが、私の聞きたいところはお答えになっているようでありますから、改めて質問をさせていただきます。

特別職報酬等審議会の審議過程で、市の財政と報酬引き上げに関する審査は十分行われたものかどうかということをお聞きしたいと思います。簡潔に御説明いただければありがたいです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 御質問にお答えします。

審議会の審議過程におきまして、市の財政状況と報酬引き上げに関する御質問がございました。内容といたしましては、にかほ市の財政力から見て、報酬の引き上げに心配ないのか、あるいは、今後の大型事業を行った場合、財政状況の変動などの御質問がございました。それに対しまして、実質公債費など財政状況については、行財政改革大綱や集中改革プラン、また、今後の大型事業も見込んだ財政計画のもと、将来的にも国で示されている指標をクリアできるものと見通していることこの御説明をして、理解をいただいております。以上です。

【21番（本藤敏夫君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、10番加藤照美議員。

10番（加藤照美君） それでは、私のほうから質問させていただきます。今まで話のやりとりを聞いて、大体わかったわけなんですけれども、何点が質問いたします。

最初の1点目はいいです。

2点目ですけれども、会議の中で、議会を活性化させる方法として、報酬よりも政務調査費を支

給したほうがいいという、そういった意見がなかったのかどうかということが1点です。

それから、通告にはなかったんですけども、合併協では、他市町村との人口規模、産業構造等を参考にして調整をするということになっております。合併してから2年と半年を経過しているわけですので、なぜ今の提案となったのか、もうちょっと早く提案できなかったのかということが1点でございます。

それから、市民感情や社会情勢を考えた場合、わからないわけではないんですけども、審議会の中での市民感情、あるいは社会情勢をどのように分析されているのか、もしそういった話し合いの内容等があればお知らせください。それから、議員報酬を上げて定数を削減した場合、市民の理解を得ることができるのかどうかといった、そういった審議会での中での話し合いがなされたのかどうか。

最後ですけども、合併して2年半、定例会が開催されるたびに一般質問をする議員が約過半数を占めております。そういった中で、にかほ市の行政運営はまだまだ調整期間の継続中であると思うんですけども、そういった議員削減に対する反対の意見は出なかったのかどうか、その点について伺いたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 第1点目の政務調査費に関する御質問でございますけれども、政務調査費につきましては、委員からは政務調査費を支給しているのかという御質問がございました。これに対して、にかほ市においては支給していない旨の説明をしております。なお、政務調査費についてはこれ以上の質問、御意見はございませんでした。

それから、市民感情や社会情勢を考えた場合に、委員会での意見等の中から市としてどういうふうに分されているのかというふうな御質問でございましたけれども、確かに委員の中から、補助金などが削減されている中、議員報酬がアップとなることが市民感情として理解が得られるのか、また、派遣職員や日給月給で建設業に勤めている現状の社会情勢、あるいは農業、商業の経済状況を考えた場合においてどうなのかという、さまざまな御意見がございました。その中でいろいろ話し合いが持たれたわけですけども、最終的には全員の意見一致のもとに今回の答申となったわけですけども、その中では、申し上げますけれども、確かに4割というふうな数字については高いというイメージで最初のうちは話されておりましたけれども、先ほど提案理由の中でもお話ししたとおり、今、新しいにかほ市としての市議会議員の報酬を定めるという観点で説明をし、その額についてはおおむね理解を得られたものと判断しております。ただし、市民感情等についてはなかなか数字のひとり歩きの面もございまして、一概に100%理解が得られるかということに対しては、委員の中からも危惧される御意見がありました。私どももそういう面では、そういうことについてこれからフォローしていかなければならないものと考えております。

それから、議員削減のお話でございますけれども、審議会の中でもさまざまな話し合いの中で、議員定数に対する御意見等もございました。内容を若干紹介しますと、合併協議会で十分協議された上での定数なので、現行のままでよいのではないかという意見もございましたし、また、今回、議員報酬値上げという中からかんがえた場合、にかほ市よりも人口が多いにもかかわらず、定数が

少ないところもあるということから、報酬の引き上げを考えると、定数減による節減も考えるべきではないのかというふうな御意見もあったことを紹介しておきます。

それから、合併して2年を経過した今、なぜ提案なのかということについては、私が最初に申し上げましたとおりと、市長が再度説明したとおりでございますので、それに改めてつけ加えることはございません。以上です。

【10番（加藤照美君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第12号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、2件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第11号、議案第12号について2件の質疑を終わります。

次に、議案第13号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。 — 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） お伺いしますが、臨床検査技師を1人定数の中に入れて、新しい任命すると、そういう形ですが、臨床検査技師というのはどういう仕事なのかと見ますと、国家試験を受けて、厚生労働大臣の免許を受けて、医師または歯科医師の指示のもとで、微生物学的・血清学的・血液学的・病理学的・寄生虫学的・生物学的検査及び厚生労働省令で定められた生理学的検査を行うことを業とする者というふうにありました。それで、にかほ市の国保診療所に配置された場合、具体的な業務内容、それから、これまでよりも施設において改善や改良され、市民にその臨床検査技師の仕事が還元されると、このようによくなるんだと、そういう事柄について具体的な内容について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 議案第13号は給与条例の一部改正でございますけれども、臨床検査技師の業務内容についての御質問ですので、私のほうからお答え申し上げます。

4月から臨床検査技師が国保診療所に配属される予定でございますが、その主な業務内容については、大きく分けて、検体検査 — 検査の「検」に「体」の検体 — 検体検査と生理検査に分けられます。検体検査については、尿検査、あるいは血液検査がございまして、特に血液検査につきましては、当初予算の補足説明でも申し上げましたけれども、新年度から新たに血液検査のための機器を導入する予定で、それらの機器をもとにCRP反応検査 — これは炎症反応検査でございます。それから、血糖値の検査、あるいは白血球や赤血球の数をカウントする血算検査 — 血液の「血」に算数の「算」です — 血算検査などがございまして、生理検査について

は、心電図、これについては負荷心電図、それから 24 時間はかるホルター心電図の解析等も含まれます、いわゆる心電図です。それから、眼底写真、超音波検査、簡易聴力検査、呼吸機能検査、それから医師による内視鏡検査の介助、こういうことが挙げられます。

これまでと比べて改善・改良され、市民に還元されることは何かということでございますけれども、まず第 1 点目として診察中に検査結果が出ますので、いわゆる治療方針の決定が即時に可能になります。検査結果が診察しているうちに出てきますので、それに基づく治療方針の決定が早く、その場でできるということになります。例えば、白血球の数の測定による感染の推測、あるいは炎症の強さによる治療・療養方法の判断、それから緊急超音波検査による結石や虫垂炎など急性症状の診断、こういうことが即座に診断できることになります。したがって、診断がつかないために紹介する患者が減ります。仮に、紹介するにしましても、検査によって重症度の判断が可能となりますので、紹介がより適切になります。

それから、第 2 点目として、医師による診察、診療、治療、それから看護師による処置、それから検査技師による検査、それぞれが成り立つことによって、患者の外来での待ち時間が短縮されることになります。

それから、3 点目として、看護師が本来すべき看護業務を行うことができることになることから、病気に対する不安感を持つ患者に寄り添うことなどができるようになります。これらがメリットとして考えられると、現在のところはそういうふうに考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） お聞きしますと、かなり私たち市民にとってはいい内容だというふうに理解されるわけですが、今まではお医者さんが、あるいは看護師さんがやってきたものをかなりの部分そういうふうにして専門の臨床検査技師が行うんだということだと思っております、今のお話は。そうすると、例えば血液検査とか、あるいは尿検査というのは、今まではほかの機関にやっていたと、そういうものを自分のところでできると、そういうことなんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 例えば、新年度から導入します C R P の検査機械、これは今まではなかったものですので、ほかの検査機関のほうへ委託して検査してもらって、数日後にその結果が来るといような状況でございました。あるいは、血糖値をはかる機械であっても、簡易血糖計しかございませんでしたので、もっと深く血糖値 — 糖分でもさまざまな糖分がございますので、それらをはかる場合はほかへ委託していたということもございます。そういう意味で、それが自前のできるようになるわけですから、そういう面では患者さんのほうへの還元、間接的にはそういうことになると思います。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） じゃ、最後に 1 つだけお聞きします。医療職群の備考中、看護師の次に 1 項、新しい給与表の中に入れるわけですが、この場合の、恐らく臨床検査技師というのはかなりの額 — いわゆる専門的な勉強をしてきた、あるいは大学で勉強してきた、そういうふうに思うわけですが、何号の何級ですか。その辺については、最初の初任給というのはどこか

ら始まるんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 詳しくは級担当のほうに確認する必要がありますけれども、いずれ今回採用される予定の方は、いずれ検査技師の場合、高校卒業後3年間のそういう学校へ進んで、それで国家試験を受けて、パスして、その資格を得るわけでございますけれども、今度採用される予定の方は、さらにその後2年間、生理学と生理機能検査学を勉強したいということで、保健学科でさらに2年間学んできた方でございます。いわゆる高校を出てから5年たつ方でございます。それなりの経歴換算に基づいた給与表での格付がされるというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第13号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。 — 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 最初この議案を見た際に、12万円を限度とするというふうな現行の条例から、72万円というふうに — これは報酬ですけども — なったということで、説明をお聞きしますと、由利本荘市の医師会等で決定されたので、こういうふうにするということになるという説明でした。じゃ、いずれこういうふうに特殊勤務手当を年額報酬として72万円というふうにして、現在、労働安全衛生法上、選任する、ここの場合は市役所としては義務があるわけですけども、実際にこの市役所の労働者の健康管理を行う、どういう内容で実施されているか、具体的な内容について、これとこれとこれこれを年間やっていますという形、あるいは、産業医ですから、いろいろな心的な相談とか、あるいはいろいろな自分の抱えている病気の相談とか、こういうものも随時やられておると思うんですが、実態について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 産業医の主な仕事といたしましては、健康管理、作業管理、作業環境管理の3つがございます。にかほ市における具体的な内容としましては、定期健康診断の結果による個別指導、要治療者の呼び出し指導、あるいは病院の紹介、2つ目として、職員からの健康相談、あるいは職場巡視、あるいは健康管理に関する講話などを行っていただいております。そして、産業医にはにかほ市職員衛生委員会の構成員として会議に出席いただきまして、健康管理体制の指導・助言をいただいているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 内容についてはわかりましたけれども、実態的に、例えばこういう、まあ勤務というのはおかしいんですけども、例えば、講演は何回やっていますとか、あるいは衛生委員会では何回出ていますとか、それから、定期検診の後の具体的な相談とか個別相談とか、そういうものについてはこういう具体的な事例というか、実態的にはこういう回数ありましたよと、そういうものが出ているんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 順不同になりますけれども、にかほ市職員衛生委員会の開催は年1回をめぐりして開催しております。あと、職場巡視、これは主に消防署のほうで勤務体系からさまざまな労働条件にあるということで、定期的に巡回して行っております。あと、個別指導については、我々のほうで、産業医の方が年何回ほど、あるいはどの方がということの具体的なデータ、今ここに持ち合わせてございませんので、御理解願いたいと思います。

あと、今後については、最近、心の病気とかということの問題もさまざま出ておりますので、今後のあり方としては、産業医の先生に気軽に相談できるような体制の充実に努めていきたいと考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。

【16番（竹内賢君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないようですので、これで議案第14号に対する質疑を終わります。

次に、議案第15号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についてから議案第19号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定についてまで5件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第15号から議案第19号までの5件の質疑を終わります。

次に、議案第20号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。 — 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 簡易水道でありますけれども、これについては当分の間現行のとおりとし、負担の公平の原則から料金統一に向けて検討すると、こういうふうに決まっているわけですが、統合に向けての全体計画、これはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。たしか当局の説明の段階で10年以内に統合云々というようなお話も聞いたような感じがしますし、県に申請云々と、こういうふうなお話も聞いたような感じがするんですが、全体計画があるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） お答え申し上げます。

初日の補足説明でも御説明申し上げましたけれども、にかほ市内には現在11カ所の簡易水道があります。平成19年6月11日付の厚生労働省通達の方針に基づきまして、平成19年度を初年度として、10年後には施設、あるいは経営を統合した上で上水道に移管するという計画を去る12月の下旬に県に提出し、承認を受けているところでございます。といいますのは、この通達に基づきますと、19年度も含めまして、今後の国庫補助については統合計画がない自治体に対しては国として補助しない方針であり、逆に19年の12月までに計画を策定、提出して承認された場合には19年度以降の補助を認めると、こういう条件でございました。こういうことに基づいて、向こう

10年の計画を提出して、承認されたところでございます。

簡易水道の全体の計画の内容でございますが、19年度に — あ、ちょっと……

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時48分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続行します。

答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 答弁を続けます。

ただいま配付したものは県に申請した計画の抜粋でございます。特に2枚目の表を見ていただければ、今後10年間の計画がおわかりになると思って配付させていただいたところでございます。

この表にもございますように、19年度に上浜、洗釜・砂山の統合簡易水道事業は、上浜簡易水道として統合された形で完了することになります。それから、平成21年度から大竹、前川、大飯郷を含めた簡易水道の統合整備事業及び釜ヶ台、上坂の統合簡易水道整備事業を二、三年かけて整備する予定です。それから、平成24年度から上小国、関・中の沢の統合整備、それから、26年度からは上浜、小砂川の統合整備というように、簡易水道施設等のクリプト対策や老朽化施設の改良を含め、整備をする計画となっております。

一方、料金の改定については、いずれ上水道に移管するというところでございますので、上水道料金を上限として、段階的に改定を行う計画としております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 全体の計画はわかりました。10年の間に簡易水道としての部分的な統合を進めていくということですが、この簡易水道としての部分統合、これはどういうふうなメリットがあるんですか。ちょっとお知らせいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 当然、今、小規模のそれぞれの簡易水道がそれぞれ経営しているわけですが、設備があるわけですが、それを統合することによって経費の節減等が図られるということでございます。で、それよりも、国の方針として半径10キロの簡易水道は統合しなさいと、こういう強い指導がございます。ということで、まず統合を進めていくと。それで、設備の古いものについては、その統合計画があるものについて補助をしますと、こういう国の方針でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番、いいですか。

【4番（池田好隆君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第20号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 20 号の質疑を終わります。

次に、議案第 21 号にかほ市国民保養センター条例を廃止する条例制定についてから、議案第 23 号にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの 3 件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 21 号から議案第 23 号まで 3 件の質疑を終わります。

次に、議案第 24 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについての質疑を行います。 — 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） この総合整備計画を変更する理由として、除雪機械の導入台数の変更を挙げておりました。で、18 年度に 13 トンドーザーを 1 台導入しております。現在の保有状況、この 18 年度を入れたのと合わせて現在の保有状況が何台なのか。で、今回導入予定の機種、さらに将来計画があれば伺いたいと思います。

で、この質問内容にありませんが、入れた場合と、あるいは現状として、他地域の除雪状況、釜ヶ台・冬師だけじゃなくて、そういうものが恐らくあると思うんですが、それらの実態について把握していましたら伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、計画変更についての答弁は総務部長から。 — 保有状況についての答弁も含めて、じゃ、建設部長。

建設部長（金子則之君） 除雪機械の現在の保有台数と今後の導入予定、さらに将来計画について私のほうからお答えいたします。

現除雪態勢は、市所有の重機のほか、業者所有のもの、リースや国・県からの貸与を含め、ドーザー 37 台、グレーダー 1 台、2 メートル級ロータリー 2 台、小型ロータリー 5 台、歩道用ハンドガイド 13 台、消雪剤散布車 3 台、総体で 61 台で市内全域の除雪を行っております。このうち市が所有する重機などは、ドーザー 11 台、グレーダー 1 台、2 メートル級ロータリー 2 台、小型ロータリー 5 台、歩道用ハンドガイド 5 台、消雪剤散布車 2 台、全部で 26 台を所有しております。

今回、平成 20 年度で予定している除雪機は、平成 4 年に導入した 11 トン級ドーザーの更新として、18 年度導入したものと同規模の 13 トン級のドーザーを購入するものであります。機種については同規模ということで、指定してございません。

将来計画については、歩行者などの交通の安全確保や狭隘な道路の住家連檐地区における市民生活の安心・安全の確保を綱領としますが、機動力のある小型ロータリーの導入が必要かと感じますが、今後、除雪方法や人的態勢、また、財政的なものを含め、除雪態勢全般について協議・検討していかなければならないものと考えております。

今まで釜ヶ台地区の除雪については、やはり旧式ということで、パワーも大分落ちておりました。それから、除雪幅も不足しているというふうなことで、それらが新規導入いたしますとパワーアップということで、釜ヶ台地区につきましては、今まで大体 7 時間もかかって 7 時ころまでできなかったものが 2 時間くらい短縮になるのではないかなというふうに思っております。そして、そ

れの機動力がすなわちにかほ市内全域のほうに、今まではロータリー車ということで、1 台小型ロータリー車を導入しておりましたけれども、それらもほかの地区のほうに配置できるのではないかなというふうに思っているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 私が聞いたのは、冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについての条例が出ているわけですので、限定をして冬師・釜ヶ台地区の現状ということで、今、じゃ冬師・釜ヶ台地区には 2 台ですと。1 台は平成 4 年の 11 トンドーザーを古くなったので、これはもうなくして、そして新しく導入するんですと。それは同じような力のあるものですと。だとすれば、それでわかりましたけれども、それから、じゃ、釜ヶ台地区、今 2 台ありますけれども、それが他地域に除雪に応援行くような状況というのは、今の話を聞くと、7 時間かかっているわけですから、行けるような余力はないという、そういうことで、今回、今度導入された場合はほかの地区にも行けますよと、そういう理解でいいんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 釜ヶ台地区に配置されている機械は現在ドーザー、車輪付きのドーザーが 3 台です。それから、大型ロータリー 2 台、それから小型ロータリー 1 台、合わせて 6 台です。その 1 台のドーザーが旧式であるというふうなことでありますけれども、やはりその辺の余力というふうなものについては、ロータリー関係については他の地区のほうにも支援にできるというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 何かちょっとかみ合わないんですけれども、私が聞いているのは、今 1 台導入するということになっているわけですね。そのために総合整備計画を変更するんですと。そうすると、冬師・釜ヶ台地区に市の所有する、そういう除雪機械というのは今は何台ですと、そして 1 台なくなりますから、今度は何台なるんですと。6 台というようなことは、これ業者とかそういうものも入れてだと理解するんですが、その辺について、何台あって、1 台なくなって、また 1 台入れるんですけれども、将来的にはこの 2 台で、あとは業者とかそういうもので間に合うんですよと、そういうことなんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 釜ヶ台地区については、すべて直営ということで、仁賀保地区にいる作業班の方々が全部除雪するんです。それで、先ほど言いました 6 台の機械で、全部市の所有の機械で除雪を行っておるということで、1 台、今回、この後も 1 台なくなりますので、1 台ということで、6 台で除雪態勢をもっていくというふうにしております。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 24 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 24 号の質疑を終わります。

所用のため 11 時 10 分まで休憩します。

午前 10 時 59 分 休 憩

午前 11 時 09 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続行します。

次に、議案第 25 号市道路線の廃止についてから、議案第 33 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについてまでの 9 件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 25 号から議案第 33 号まで 9 件の質疑を終わります。

次に、議案第 34 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての質疑を行います。

16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 繰り入れについては 18 年度は 4 億 8,012 万 5,000 円、19 年度は 5 億 4,805 万 6,000 円の繰り入れをしていました。お伺いしたいのは、公共下水道事業の工事計画見通しがどういう状況なのか。かなりおこなれていると思うんですが。また、供用開始されている区間の接続戸数、これの計画について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） お答えいたします。

公共下水道の今後の工事計画の見通しについてであります。事業認可面積 617 ヘクタールのうち、整備面積は 84.3%の 520.3 ヘクタールであります。しかし、平成 21 年 3 月までの認可期間となっていることから、平成 20 年度中に全体計画の計画変更と、事業認可変更の公的手続を予定しております。この手続を受け、下水管敷設工事をさらに効率的・効果的に整備促進を図ってまいりたいと考えております。今後の国庫補助金、財政支援の見通し、また、関係機関との協議にもよりますが、おおむね 10 年をめどに面整備を完了したいと考えております。

また、下水道の接続戸数であります。公共ます設置戸数 5,656 戸のうち接続戸数は 2 月末現在で 3,799 戸で、率にして 67.2%となっております。以上です。

【16 番（竹内賢君）「いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 34 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 34 号の質疑を終わります。

次に、議案第 35 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての質疑を行います。

— 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 農業集落排水事業については 19 年度で工事は完了しています。したがって、これからは区域の利用戸数がどうなっていくのか、これは財政の問題とも関係ありますから、そういうものについて、特に今後の維持計画、中継ポンプとか、あるいはいろいろな管の清掃とか出ているわけですので、そういうことについて維持計画はどういうふうにしてやられていくのか、

計画を立てているのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 今後の利用戸数の最初の質問でございますけれども、現在の利用戸数につきましては1,941戸でございます。今後、今年度で上浜中央地区の施設が完成しておりますので、上浜の加入数がふえることによってそれなりの加入率にはなっていくと思われま

す。それから、今後の主な維持管理計画でありますけれども、管路清掃についてはこの前の実施計画に掲載しておりますように、20年度では上郷北部、21年度では同じく上郷北部と上坂、22年度には小国、関、23年度には桂坂、上郷南部、24年度には同じく上郷南部と水沢など、その年度によって順次計画を立てながら行ってまいります。

それから、マンホールにつきましては、大部分を道路に設置しておりますので、交通量の多いところでは損傷など傷みも激しいことから、緊急度を第一に現地を確認しながら整備してまいりたいと思っております。

それから、処理施設の維持管理については経年変化による躯体コンクリートの科学的変質、使用環境などの外的要因によるコンクリートの老朽化などがありますので、19年度で院内処理施設の機能強化工事を行っておりますが、今後は各処理施設の日常管理による機器類や中継ポンプの点検、維持管理を行いながら、これも実施計画に掲載しておりますけれども、21、22年度ではど百目木処理施設の機能強化工事を、その後に杉山処理施設の機能強化診断、こういうものを行いながら、以降の年度についても順次計画を立てて適切な対応をしてまいりたいというふうに考えて進んでおります。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） いずれ工事にかかった費用とか、これからは維持になるわけですよ、経年によって工事料というところが。これで終わりということはないと思うんですよ。したがって、そういうものについて、今こういう一般会計からの繰り入れが今回は2億4,700万円なわけですが、将来的に間に合うということはない特別会計だと思えます。したがって、将来的にできるだけ負担を少なくするという方向性というのはどういう考え方をしているのか、あるようでしたら伺いたいと思いますし、この農業集落排水事業を実施されているところというのは、公共下水道と違って、戸数の少ないところとか、そういうところなわけですよ。したがって、経費的にもかなり大量にかかるわけですよ。そういうことを考えた場合に、利用戸数は今1,941戸、これから上浜中央が加わったとしても、そんなに急にふえるところは、私はやっぱり減っていくのではないかと、そういう思いがするわけですので、それについてのいろいろな考え方があると思うんですが、それについて伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 今後の財政的計画という質問ですけれども、ことしの5月に最終工事を行った上浜中央地区の関係の起債、こういうものが確定していくこととなります。そういうことで、こういう起債等、確定要素が出てきた時点で、今後の財政的な計画、運営計画といいますが、こういうものは立てていかなければならないなという話はしております。

それから、上浜中央地区の現在の加入率、33%という状況でありますので、市全体の農集排の加入率はもっと上がっていくだろうというふうに考えております。ただ、今、竹内議員おっしゃったとおり、限界集落とかというような話もありますので、その加入戸数というのは伸びっ放しということはありませんと思いますけれども、その辺の加入率等のことも考慮しながら、今後、この農集排の事業計画といえますか、こういうものは立てていく必要はあるというふうに考えております。

【16番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第35号に対してほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。

－ 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 松くい虫の防除対策事業費が823万2,000円の減であります。中身は伐倒駆除の委託料が660万5,000円の減、それから樹幹注入委託料が162万6,000円の減ということで、当然被害木の減少によるものであるということなのですが、これだけ大きな減額ということは松くい虫の被害そのものの拡大がおさまりつつあるのかなと、私自身はこの数字だけを見ればそんなような気がするのですが、その辺の御所見はいかがでしょう。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 13節の委託料の減額につきましては、当初予算に計上しました被害発生予想額より結果的にその発生処理量が少なかったということでの減額であります。この減額の主な内容ですけれども、国県補助事業の特別伐倒駆除事業の減少によるものです。松くい虫被害の発生は暖冬の翌年は多く発生し、逆の場合、松のマダラカミキリの幼虫が寒さにより越冬できないこともあるというようなことも言われております。この場合、越冬できないこともあるので、発生量は少ないというふうに言われてはおります。19年度は暖冬のため、その発生量が多くなるというふうに見込んでおりましたけれども、過去の防除対策事業によりクロマツそのものの材積数量が減少していることもあり、予想した被害発生量に至らなかった状況です。このことから、被害拡大はおさまりつつあると考えてよいかの御質問でありますけれども、この虫の産卵する松が少なくなったことと、例年これまで長い間行っている地上薬剤散布や無人ヘリ防除、樹幹注入などによる松くい虫防除対策事業の効果が上がってきていることによるものと思っております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 減っているのかそうでないのか、微妙に話がちょっとあれなんですけど、端的に言って、これだけ、まあ率からいけば、2,019万7,000円から823万円へ、それこそ4割減もなっていれば大体松くい虫の被害拡大も、いろいろな、今、部長おっしゃったような効果が功を奏して減っていると解釈していいのか、あるいは、もうちょっと待てよと、その辺の現場の感覚で、もう少し具体的にお話を伺えればありがたいんですが。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 私らも19年度の状況を見ていますと、おさまりつつあるのかなとは

思いますけれども、ただ、おさまりつつあるということで手を抜きますと、これまで手をかけてきた松林が松くい虫にやられるという可能性もないわけではないのかというようなことで、今後とも手を緩めるわけにはいかないだろうと思っております。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 36 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 36 号の質疑を終わります。

次に、議案第 37 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 4 号）から議案第 44 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 5 号）まで 8 件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 37 号から議案第 44 号まで 8 件の質疑を終わります。

次に、議案第 45 号平成 20 年度にかほ市一般会計予算の質疑を行います。 — 初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） ちょっと項目数が多いので、ひとつよろしくお願いします。

最初は、44 ページの 1 の 1 の 9、議会費の費用弁償について。19 年度予算では 279 万 1,000 円。で、今回の議案の中で、日当支給が県外のみになる条例改正が提案されている中で、今回の提案を見ますと 60%増の 454 万 9,000 円の提案になっています。説明の中では、常任委員会ごとの研修費が入っていると、そういう話でしたので、内訳、私が計算しますと 1 人当たり 8 万 4,000 円ぐらいというふうになるわけです。こういうことを説明にもっと詳しくされればいいのかと思います。

それから、47 ページの 2 の 1 の 8、3 年計画ですか、自治基本条例の策定委員会が開かれているわけですが、去年は 15 人の委員で 37 万円の予算。で、まだ、20 年度もできるわけではありませんけれども、いずれにしても長いスパンの中であつていくと、かなり慎重に審議をされているというふうなお話でしたが、これまでの経過で特徴的な点、今後の進め方について伺いたいと思います。

全国的に見ますと、自治基本条例を策定する場合に、我がほうは議員は入りませんよという話です。入らないでやっているところもたくさんありますし、入れているところもありますけれども、それぞれの特徴がありますけれども、私のほうの市の場合、どういう状況なのか。特に、例えば中間報告としてホームページ等で知らせるとか、あるいは広報で中間についてはこういう内容で進んでいますと、そういうような報告をするつもりがあるのかないのかも伺いたいと思います。

48 ページ、2 の 1 の 1 の 13 委託料ですが、JR 乗車券発売委託料と仁賀保駅業務・保守点検委託料について、18 年度決算では前者が 4 駅で 794 万 583 円と 126 万 8,400 円でした。仁賀保駅について、乗車券発売委託と駅業務保守点検委託が統合合理化できることは検討されたのかどうか、仁賀保駅だけが乗車券発売委託と駅業務保守点検委託というふうになっています。ほかの 4 駅については全部乗車券の発売業務委託だけですので、この点について検討する余地がないのかです。

それから、49 ページの 2 の 1 の 1 の 13 委託料、TDK と楽天野球との交流試合の開催実行委員会補助金 20 万円とついていますが、この内容、例えば 1 軍が来るのか、あるいは場所的にどういうところに来るのか、由利本荘市との協議とかそういうものをやられているのか、そして、継続された事業になるのか、こういうことについて実行委員会がどういう構想を持っているのか伺いたいと思います。

それから、50 ページの 2 の 1 の 4 の 13 財産管理費の委託料施設管理費についてです。財政改革大綱集中改革プランでは、20 年度に 22 施設、直営が 1、長寿支援課が 11、子育て支援課が 1、農林関係が 9 施設を指定管理者制度に移行する計画のようです。今回提案された予算は、これらの計画を見込んだ予算になっているのか伺いたいと思います。

それから、54 ページ、2 の 1 の 10 広報費、ホームページ更新作成業務委託料についてですが、各基本計画作成や新規事業について、これまでは、最初こういうことをやりますよと、そして、結果としてはこういうふうになりましたと、こういう内容でホームページ等にも出されています。したがって、市民は途中経過を知ることができません。そして、自分たちの意見を言うこともできません。したがって、途中経過を知らせる中で市民の意見や声を聞くなど、より踏み込んだ作成体制が検討されているのかどうか伺いたいと思います。

それから、55 ページ、2 の 1 の 12 情報化推進費について。基幹システム保守委託料が去年は 1,500 万円でした。今回は 40% 増しているわけです。今後も IT 化を進めることで増加していく傾向にあると想定されるのですが、情報化推進に対し、地方交付税で国からの財政措置がどういう状態になっているのか伺いたいと思います。

それから、61 ページ、2 の 4 の 3 平沢財産区議会議員選挙費について出されているわけです。平沢財産区の内容、例えば財産がどのくらいあって、参加している戸数がどのくらいあって、財産議員数が何人で、そして、議員報酬がどのようになっているのか伺いたいと思います。

そして、さらに、市内に、恐らくないと思うんですけども、ほかに財産区があるのかについても伺いたいと思います。

66 ページです。ここは市民サービスセンターについては廃目されています。なぜ廃目されたのか、理由について伺いたいと思いますし、各サービスセンターの所管する内容の範囲とか仕事の内容とか、あるいは、まあ人数はわかるわけですけども、どういう責任が課せられているのかとか、そういうものについて市民にもわかるようにして一覧を配布する考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 16 番議員、質問が多項目にわたっていますので、担当ごとに区切りたいと思いますので、この項目で 1 つの区切りとします。

16 番（竹内賢君） そうですか。じゃ、区切ります。

議長（竹内睦夫君） それでは、答弁、議会事務局長。

事務局長（竹内享一君） 私のほうからお答えさせていただきます。

確かに、今御指摘にありましたとおりに、平成 20 年度は常任委員会合同研修視察として予算を置いております。1 人当たり大体 8 万 4,920 円掛ける 24 人ということで、203 万 8,080 円。それが

ら、来年度、にかほ市が東北日本海沿岸協議会の当番市になります。そのために議長と副議長の旅費がかかります。1人6万8,140円掛ける2人分で13万6,280円。合計しますと217万4,360円の増というようなことで、予算が膨らんだということでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、自治基本条例策定検討委員会の経過と今後の進め方について御説明いたします。

昨年3月28日に13人の委員により発足し、本年2月19日までに会議を10回、まちづくりに関する講演会を1回開催しております。これまで、自治基本条例がなぜ今にかほ市に必要なについての勉強会から始まり、事務局などで作成した素案をたたき台に自由な意見交換を行いながら、現在まで条例中に規定する前文、目的、定義、基本理念、市民や事業者の権利や責務について検討してまいりました。今後は、市議会や市の役割、市政運営、情報の共有、参画と協働などについて順次検討することとしております。今年度については、委員会の開催を12回と見込み、また指導者からの助言の謝礼と合わせて72万4,000円を計上したものでございます。

なお、策定委員会における途中経過等の御質問がございましたけれども、私どもとしては、ほぼ素案が固まった段階で、広報、あるいはホームページ等を利用して市民の方に周知をし、それに対する意見等を求めて、この条例案に反映させていきたいと考えております。そういうことですので、途中経過の段階での市民等の御意見を伺う機会については、なかなか途中経過の中で、誤解や先入観等の問題、あるいはさまざまな過程においての問題がありますので、明確に提示できるという形にもなかなかできないのが実情でございますので、よろしく御理解願いたいと思います。

次に、JR乗車券の委託への関係で、仁賀保駅の統合合理化についてでございますが、乗車券販売や設備の保守管理業務等は現在はそれぞれの専門業者に個別に委託することにより保守管理体制や責任の明確化が図られ、スムーズな管理運営が行われているところでございますが、自動ドアの保守点検業務については、現在でも財政課において他の施設と一括して契約をし、そして予算執行していると、あるいは管理に当たっているということでございます。ただいまお話ししました例のように、同一種目の保守点検委託料については、これからもできるだけ一括発注によりまして経費節減に努めてまいりたいと思います。他の施設との内容についてもあわせて検討しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、TDK対楽天野球交流試合への補助金についてでございます。2月5日付で実行委員会から補助金の交付の要望を受けたものでございます。趣旨といたしましては、一昨年のTDK野球部の都市対抗野球大会での全国制覇、昨年のTDKサッカー部のJFL参戦が由利本荘・仁賀保地区がスポーツの発信地域として大きく注目されていることになったものの、地元でTDK野球部の試合をなかなか見るできないということから、5月24日に水林球場において、東北で唯一のプロ野球球団である楽天イーグルスの2軍チームと親善試合と野球教室等を開催したいとのことでございました。市では、由利本荘市とともに趣旨に賛同するとともに、協賛金として交付するものでございます。内訳としては、由利本荘市が40万円、にかほ市が20万円ということで、今、話を詰めているところでございます。また、現時点では、来年度以降の継続についてという話について

は、具体的にまだお話は伺ってございません。

次に、財産管理費の委託料についてでございますけれども、この内容は、主に象潟、金浦、仁賀保3庁舎の機械設備の保守及び警備、清掃等の調査管理に関する委託料でございます。御質問の財政改革大綱及び集中改革プランに基づく指定管理者へ移行することとなっている施設に対する予算は、ここでは計上されておられません。

なお、計画にある22の指定管理者制度の移行については、当初予算段階において具体的な方針を定めることができないために、今回の当初予算については計上されてございません。なお、今後、関係団体と施設の譲渡も含め、早急に協議を進めるとともに、計画期間内の実施に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ホームページ等の作成の考え方について御説明します。市広報を含め、市ホームページについても正確かつ迅速に行政情報を提供することを目的としております。各基本計画等を作成する際には、各策定委員会に市民の委員を登用し、市民の意見や声を反映した上で策定しているところでございます。また、アンケートを含めた市民の意見や内容についても広報等に掲載しております。しかし、すべての意見を掲載することは、スペースの関係上などからできない場合もございますが、今後とも情報提供となる各部局との連携や体制を密にし、より多くの市民の声を掲載できるように努めてまいりたいと思っております。

なお、途中経過においての意見や内容については、先ほども申し上げましたけれども、誤解や先入観を招くおそれが危惧されることから現在のところ考えておりませんが、計画など原案がほぼ固まった段階において、必要に応じて市の広報やホームページ等を通し、市民の皆様から意見を募りながら、その声を反映させてまいりたいと考えております。

次に、情報化推進費の件でございますけれども、電算業務にかかわる地方交付税の措置としては、19年度においては普通交付税の基準財政需要額に約1,000万円ほど算入されております。

次に、平沢財産区議会について御説明します。財産区は地方自治法第1条の3、第3項の規定により特別地方公共団体に区分され、平沢財産区は同法第295条の規定により昭和31年に財産区議会を設置しております。平沢財産区の区域は旧平沢町の区域となっております。平成20年3月1日現在で選挙人名簿の人口は6,020人、戸数は2,583戸、所有する財産としては土地約247ヘクタール、運営振興基金として3,230万円がございます。財産区議会の議員定数は12名で、任期は4年でございます。報酬は年額で議長が5万7,600円、副議長が4万9,200円、議員が4万6,800円となっております。市内に議会を設置している財産区は平沢財産区だけでございます。

仁賀保、象潟、金浦の各市民センターの予算については、当初予算での補足説明のとおり、サービスセンターに係る歳出予算については、予算執行の効率化と一元化を図るために新年度において目を廃止し、歳出予算のすべてをそれぞれの所管の本課に組み入れ、計上しております。これにより所管ごとの予算が本課予算として一括計上されることから、わかりやすくなることとなります。また、これまでは通常の維持管理はセンターで、大規模な修繕は観光課での業務となっており、本課とスムーズな連携により通常業務においては特に支障はございませんでした。しかし、今後の指定管理者制度の積極的な導入や大規模な修繕・改築について、通常の維持管理などを見据えた上で

の計画でなければなりません。このことから、予算編成や予算執行を通し、業務内容の全般の把握や共通認識が重要となることから、今回本課の計上としたものです。さらには、施設の維持管理の効率化や一元化、合理化など、より一層図られることにより、経費節減につながるものと考えております。

なお、各サービスセンターの事務分掌については、にかほ市例規集 1 の 1,053 ページ、にかほ市事務分掌規則に記載しておりますので、御確認してください。よろしく申し上げます。

なお、市民に対する各サービスセンターの業務のPR等の内容でございますけれども、センターは業務の内容にかかわらず、すべての市民が窓口に来られた場合は、本課と連携をとりながら、その相談事等に対し、あるいは許可申請等に対処していくということでございますので、あえてこのサービスセンターの業務はここまですよというふうなことを周知することがどうなのかということも考えられるかと思えます。ただし、規則で定められた業務の内容については、先ほど申し上げたとおり例規集の中で記載されておりますので、御確認をお願いします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 竹内賢議員、1 款、2 款に対する再質問。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 3 つばかり聞きたいと思えます。

1 つ目は、財産管理費の関係については半分わかりました。半分というのは、指定管理者制度について移行する計画は 22 施設。で、指定管理者制度をこの 22 施設が受け入れるというか、まず指定管理者というのをつくって、あるいは、現在ある人方がそういうふうにして入って、市の試験というわけではありませんが、評価を受けてというふうになるわけですけれども、今出されている 22 施設については、かなり広範囲で、そして内容も多岐にわたって、今までの委託費等についてもそんなに高額ではないわけですので、どういうふうにして皆さんが知恵をつくっていくのか、その点について、今現在考えられることがあれば伺いたいと思えますし、その中で 1 つだけ、市民の皆さんから私、直接電話をいただいたのは、上浜の施設のおふるあるわけですけれども、利用者が 1 日数人、これはむだではないかという話もあったわけですよ。ところが、この集中改革プランを見ますと、これは単に委託とか、あるいは市内で直営というふうにしてなっているわけです。したがって、そのあたりの判断についてどういう検討がされているのか、ありましたら伺いたいと思えます。

それから、広報費のホームページの更新についてですが、私も下手ながら自分で見るわけですが、17 年の 10 月 1 日、いわゆる合併以降、ずっと変わらないホームページの項目もたくさんあります。したがって、各課、あるいは各部のそういうところに目配りをして、そして、最新の更新ができるような体制がつくられるのかどうか、やっぱりこれは大切なことですから、予算の編成に当たって、そのあたりについてどういう話し合いがされたのか、伺いたいと思えます。

それから、最後の 66 ページの市民のサービスセンター、予算が見えなくなりました。というのは、まあ本課ごとに見ればわかるんでしょうと。しかしながら、本課を見た場合に、これが市民のサービスセンターの予算だかどうかというのは全然わからないわけですよ。したがって、それについてわかるような方法もつくってもいいのではないかと。例規集を見れば、それぞれの組織のあり方というのはわかるわけですけれども、予算とは全然関係ない内容になっていますから。

それが1つと、もう一つは、このサービスセンターが責任とか、あるいは担務とかそういうのは変わらないわけですが、こういう予算の本課に一括されたことによって、市民のサービスに及ぶあれが少なくなる、あるいは本課との連絡にそごを来す、そういうことは考えられないんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 順不同になりますけれども、お答えさせていただきます。

初めのホームページの管理についてでございます。これは前にも御指摘がありましたとおり古いものも確かにございます。というのは、その中には内容が変わっていないものがあるためのものが大部分かと思えます。中にはそうでないものもあろうかと思えますけれども、その辺のホームページの更新が速やかにできるようなことを検討してまいりました。ということで、平成 20 年度予算にそのことを反映したいということで、情報システム課、あるいは企画課のほうとさまざま協議をしてきたわけですが、その更新に当たり、今現在行われている基幹業務のシステムの中でどうそれをクリアしていけばよいのかということの結論がなかなか出なかった関係で、ホームページの更新に対する改善の予算は当初予算段階には計上されておりませんが、この後またさらにその内容を精査の上、平成 20 年度中にはホームページの更新が速やかにできるよう、あるいは市民からも使い勝手のいいというふうなホームページに更新してまいりたいというふうにして考えているところでございます。

それから、市民センターの予算の関係でございますけれども、19 年度においても、これまで市民班と総務班の税務課部分、それから、産業建設班の農林課、建設課部分の人件費を除いた大部分のところは本課に予算計上してございました。あわせて、現在もそれぞれのサービスセンターと本科と連携をとりながら、予算執行の事務はこれまでどおり何ら変わることなく事務執行は行うということになります。

また、今、最後に御指摘のありました、それぞれの予算について見えにくくなったということでもございましたけれども、私どもとしては、建設は建設課の本課、あるいは観光は観光の本課にあったほうが、全体的な観光予算、全体的な建設予算というものがトータルで見えるということで、その面での行政における予算の中身もわかりやすくなるのかなと、占める割合等も含めるとわかりやすくなるのかなというふうに判断しております。これまでですと、観光の関係の予算、それに伴う人件費の部分が、すべて管理部門の総務部関係の総務課の予算に組み込まれていた関係上、どうしても管理部門の予算が大きくなっているというふうなイメージにもつながっておりますので、その辺の改善にもつながるのかなと考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16 番議員、いいですか。

【16 番（竹内賢君）「いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 54 分 休 憩

午後 12 時 59 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続行します。

先ほど 1 款、2 款のところにとまっておりますので、引き続き 16 番竹内賢議員。5 款から願います。

16 番（竹内賢君） 92 ページの 5 の 1 の 2 です。労働者研修センターについてですが、これは決算書や事務報告の利用状況を見ましたけれども、判断できる資料がありません。財政改革大綱や集中改革プランでは、市直営を続けることになっていますが、利用状況がどういう状況になっているのか、これをお伺いしたいと思います。

それから、6 の 1 の 3 ですが、農業振興費、去年は目指せ元気な担い手農業プラン応援事業補助金としてリンドウ栽培に 14 万 8,000 円でした。今年度は 1,191 万 8,000 円。内容の説明によりますと、パイプハウス等の導入の要望が 8 件等とか数点挙げられていましたが、取り組む農家数や事業計画をもう少し伺いたいと思いますし、リンドウについてどういう状況に、この 1,191 万 8,000 円にはリンドウについては全然入っていないのか伺います。

それから、103 ページの 6 の 2 の 2 です。林業振興費で、委託料の芭蕉の森トイレ冬期保守点検、「御嶽公園」保全管理、「九十九島の森」、それから「芭蕉の森」保全管理について、合わせますと 142 万 5,000 円になります。これについては、距離的にも近いし、同じ旧 - 旧という言い方おかしいんですけども - 象潟地域内ということで、一括委託契約できるような状況にはないのかどうか伺います。

それから、109 ページの商工振興費の企業活性化アドバイザー、これは去年補正予算でつくられた内容ですけども、これまでの業務内容等について、今年度は新しくまた別の人になるのか、あるいはそのまま継続されるのか、この間の経過を振り返って、今後の計画がどういうふうに立てられていくのか伺います。

それから、110 ページの 7 の 1 の 2、新しい事業ですが、商工振興費の商工会にぎわいあふれるまちづくり協議会設置事業補助金として 30 万円ついていますが、具体的に構想、その協議会がどういう構想を持っているのか伺いたいと思います。

それから、111 ページですが、7 の 2 の 1 の 13 観光費、象潟駅案内所管理運営についてですが、私、よく犬の散歩の際に登山者から言われるんです、「この辺にコンビニありませんか」。「何するんですか」と言ったら、「おにぎり欲しいんです」。ちょうど私と同じくらいの年代の方がほとんどですね。で、あそこの十字路でうろうろしているわけです。「ちょっと時間がかかりますよ」と言うと、「間に合わないな」と。バスに間に合わないのという形でいるんです。したがって、そういう案内所の管理運営の中で、そういう登山シーズンだけでも、おにぎりとか食事できる、食事というか昼食できる、あるいは朝食できる、そういうものの配慮がこの中でできないのかどうか、管理運営について伺います。

それから、7 の 2 の 1 の 13、これは説明の第三セクターの統合計画で、「はまなす」と「ねむの丘」の委託料ですが、具体的にどういう会社が委託されるのか、この統合計画について、この辺に

あるのかどうか。

それから、112 ページの 7 の 2 の 1 の北前船寄港地フォーラム実行委員会補助金、4 月 11 日開催予定という説明でしたが、これが将来的に、このにかほ市として、今、実行委員会の人方がどうかかわって、将来的にもかかわっていけるものなのかどうか、1 回だけのものなのかということです。

それから、113 ページの観光施設費の鶴泉荘設備管理委託料 509 万 2,000 円ですが、去年までとは予算のつくり方というのが変わっている内容になっていますので、理由と、もう少し鶴泉荘について、歳入では 2,000 万円を挙げているようですが、伺いたいと思います。

それから、116 ページの公園費です。入道島児童公園の遊具については、旧象潟町時代に私も質問をしたりしていましたが、今回、補修するという内容になっていますが、そこだけではなくて、市内の児童公園の遊具等を全部点検をして、計画的に補修する予定を立てた予算になっているのか、伺います。ここまで。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） それでは、御質問の順番によってお答えしたいと思います。

最初の労働者研修センターのエニワンの利用状況であります。この施設は労働者の研修や地域の交流促進を目的に整備されております。過去 2 年間の利用実績ですが、18 年度は利用件数 196 件、利用者数 3,225 人で、このうち有料による使用は 118 件、1,456 人、使用料の総額は 17 万 3,550 円です。また、19 年度では、これは 2 月末日の実績でありますけれども、利用件数は 192 件、3,064 人で、うち有料使用は 98 件の 1,353 人で、使用料金の額は 10 万 4,550 円です。エニワン運営維持に係る管理費の総額は 190 万円ですけれども、現時点では直営による管理運営を行ってまいりたいと考えております。

次の農業振興費の目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業の予算内容ですが、集落営農組織で 3 組織あります。ミニトマト用パイプハウス 1 棟、田植え機 1 台、コンバイン 2 台の導入要望があります。また、認定農業者においては、5 農家分で畑作用トラクター 1 台、花卉結束機 2 台、ミニトマト用溶液土耕システム 1 式、繁殖牛用畜舎 1 棟の導入要望があります。これらの総事業費は 2,556 万 9,000 円で、県補助金が 12 分の 4、市の補助金は集落営農組織が 12 分の 2、認定農業者の場合 12 分の 1 になります。なお、ただいま申し上げたこの機械等についての要望につきましては、市内の認定農業者とか集落営農組織からの要望があったということで計上しておりますけれども、これが県の補助金に関係しますので、県に申請して、その後、県で決定になるかどうかというのはこの後のことになります。

昨年度のリンドウの圃場の補助でありますけれども、昨年度は 1 人の方へ、1 農家の方へリンドウ圃場造成に当たったの新植 5 ヘクタール分 — 失礼しました、5 アールです、5 アールの誤りです。5 アールで、事業費として 30 万 6,048 円という状況でありました。

それから、次のページの林業振興費であります。御嶽公園、九十九島の森、芭蕉の森の各保全管理は森林の下刈り作業であります。この関係で委託先は林業関係者になります。また、芭蕉の森トイレ冬期保守点検の委託先は、この林業関係と業種の異なる水道工事関係業者であります。各公園

の下刈りによる保全管理を一括委託契約できないかとの質問でありますけれども、一括契約をするのは可能ではありますけれども、市内の林業業者へできるだけ多くの競争の機会を与えるように配慮をしているもので、19年度も市内2業者が落札をして作業を行っておりますし、新年度以降も各公園ごとに指名競争入札をしてみたいと考えております。

次に、企業活性化アドバイザーの件でございますけれども、昨年の9月議会において企業立地コーディネーターの委託料を計上しておりましたけれども、委託に当たっては、この業務というのは他の市町村にはないというようなことで、企業OBの方々とその委託業務内容について種々の意見交換をして、助言を受けているところであります。その中で、19年度のコーディネーター業務につきましては、主に管内既存企業の実態調査の実施と企業活性化に向けた計画策定を行う業務内容とし、コーディネーターという名前ではなくて、企業アドバイザー業務というような名前で委託契約を結んでいるところであります。現在は、管内企業の実態調査に向けた調査項目の調査方法について検討を重ね、これにより電子デバイス関連への依存度や県外企業との取引状況を初め、設備内容や技術力など市内企業の客観的な力量について判断できる資料の収集作業を進めております。また、これと並行して、本市工業の活性化へ向けた課題、テーマとして既存企業の振興、新規企業の促進、企業誘致の推進について、それぞれの施策の業務計画に取り組んでおります。これらについては今年度中に計画策定を済ませ、新年度からは業務計画に沿って実施行動に移してみたいと考えております。

なお、人が変わったかということですが、継続してお願いしてみたいと考えております。

それから、次の商工費の関係ですが、商工会が20年度に計画している、にぎわいあふれるまちづくり協議会の設立を支援するものでありますが、商工会がみずからの会員とともに現状を把握し、地域の課題を洗い出し、課題解決に向けて地域社会の中で自分たちが果たす役割、また、少子・高齢化社会における望ましい商店街の形成など、地域商店街の活性化へ向けた対策について研修・協議を行い、商店街のあり方や商業活動についての指針を示すというふうに計画をしております。こうすることで、商店街活性化の根幹をなす一番大事な課題へみずから取り組もうとしているもので、その成果を期待しているところであります。

それで、具体的な人数的なことについては計画では構成人数ということで、コンサルタントとか商工会の役職員、青年部、女性部、商工業者、関係団体、それと市内の消費者ということで、大体16名を委員として予定しているようであります。

次に、観光案内所関係で弁当ということの質問ですが、象潟駅からの運行バス、このバスというのは合同タクシーが夏山期間限定で運転しているもので、早朝の6時ころのバスが最初の便でありますけれども、象潟駅観光案内所は午前8時半から午後5時15分までの案内時間であることから、早朝の電車で到着する観光客にはサービスができないこととなりますが、電車で到着する観光客は、いずれにしても合同タクシーのバス、それからタクシー、これらを利用することになると思われまふ。また、5合目の稲倉山荘で営業している鳥海鉾立観光株式会社では、鉾立山荘の宿泊客へ予約によって夕食や朝食、携行食を提供しております。これらのことから、朝食や携行食の

対応は、合同タクシーや鳥海鉾立観光株式会社の理解と協力で可能になるものではないかと思いますが、両者が可能であれば、予約等が必要になるものと思いますが、その予約が必要になる場合については、にかほ市とか観光協会で見つけているホームページ、それから、駅の案内所内などへそういうことをPRしながら、今後、両者、そして観光協会とも協議・検討してまいりたいと思います。

次の第三セクター統合計画の委託料でありますけれども、御質問のとおり、財団法人ねむの丘と株式会社はまなすの法人形態が異なる第三セクターを行財政改革大綱の抜本的見直しによる統合に向けて計画の作成を委託するもので、その内容は専門的知識により現在の法人内容を分析し、メリット、デメリットを洗い出し、その上で方向性を定め、タイムスケジュールも含めた委託内容にしたいと考えております。業者という御質問もありませんけれども、委託先はこれから検討してまいります。

それから、次の北前船寄港地フォーラムの関係でありますけれども、北前船寄港地フォーラムにつきましては、皆様御承知のとおり、かつての北前船時代の経済、文化の繁栄に学び、庄内、秋田地域が手を結び合い、両地域の交流を初めとする活性化を図ろうと始まった北前船構想でありますけれども、今回、市内の青年3人が発起人となり、実行委員会を設立し、北前船寄港地フォーラムを4月11日に仁賀保勤労青少年ホームで開催の予定です。共催者としては、東日本旅客鉄道株式会社、それから全日本空輸株式会社などが積極的にPR活動を展開しておりますし、当日は、基調講演やパネルディスカッションを予定しております。参加予定者は、開催場所の関係で400人ちょっとぐらいになるかと思いますが、JRで募集している首都圏からの観光客30名程度を初め、庄内地方や県内の関係自治体、そして、市民250人程度の参加を見込んでおります。このフォーラムに多くに市民から参加いただき、市内の観光産業振興に向けた共通認識に立っていただき、そして、全国にはにかほ市の観光商品をこれまでになく大規模にPRができるもので、これを契機に、一面からではありますが、市内の活性化の基盤が図れるものと思っております。将来的にという御質問が追加されましたけれども、このたびのこの寄港地フォーラム in にかほを開催することによって、この後、いろいろな面で展開される可能性があるかと思っております。

次の鶴泉荘の関係でございますけれども、鶴泉荘設備管理委託料は、19年度予算までは2款8項3目の象潟サービスセンターの管理費へ計上してはいたしましたが、20年度からはこの鶴泉荘の関係に限らず、予算執行の効率化と一元化を図るために、これまでの仁賀保・象潟サービスセンターの予算を7款の商工費にまとめて計上してはおります。20年度からは予算の計上方法だけが変わったもので、仁賀保・象潟サービスセンターでの業務内容にはこれまでと同様に変わりはないと思っております。

次の入道島児童公園遊具の補修工事に関してでありますけれども、市が管理する公園で、遊具の設置箇所は18ヵ所ありますが、担当職員による年3回の定期点検のほかに、職員が他の業務で近くを訪れた場合は可能な限り確認・点検をするなど、職員の意識の高揚も図っております。また、遊具専門業者による年1回の一斉点検も行っております。これらの点検に基づき、利用頻度や破損状況などを勘案し、緊急性の高いもので、補修・更新の必要があると判断された遊具については、

順次補修等を行っているもので、全体的な補修計画は定めておりません。入道島児童公園遊具については、近隣に小学校とか幼稚園などがありますので、頻繁に利用されており、傷みが激しいことから、今回補修を予定しているものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点目については、商工振興費の企業活性化アドバイザーの勤務 — というのはおかしいんですけども、いろいろな調査とか研究とか、そういう実態というのは庁舎に来てやっているのか。率直に言うと、求めるものはかなり、今のお話ですと高度なものを求めているわけですので、この月10万円ですか、これで果たして十分なのかどうか、それらについて実態と、それから金額について。

それから、にぎわいあふれるまちづくり、商工会の皆さんが立ち上がってやるというんですけども、この原点というのはどこなんだろうかと。私もいつも自転車と歩く専門で行動しているわけですけども、いかにやっぱり歩行者というか歩く人を多くする、歩く人が魅力を感じる、そういうような店づくりとかまちづくりを追求していくという、一過性の、1回いろいろなものをぱっとやって終わりということではなくて、通常的に日常的にまちを歩くのが楽しいとか、そういう状態にどうつくっていくのかという、それから、市民の皆さんも、やっぱり行ってみようや、歩こうと、そういうふうにしないと、やっぱり三川とか、あるいは秋田とか本荘とかに行ってしまうわけですよ。したがって、その辺の意識というか、それをどう高めていくかということも、この16人の人方が集まるということですので、目のつけどころというか、そこあたりがやっぱり大切だろうというふうにして思いますので、その点について — 自分の意見を言っていました — お願いします。

あと、案内所は、象潟の駅に降りた、そのときにあるということがやっぱり必要だと思うんですよ、おにぎりとか、あるいはちょっと口に入れる、乗ってきて降りたそのときに、さあ、行こうといったときに食べられるという。そういうものについてもひとつ、この合同バス、合同タクシーですか、それらの人方の中でできるのかできないかですね。

あとは、北前船、これは若い人がやろうという勇氣に対して、私たちもやっぱり応援をしたいという気持ちになると思いますので、ぜひひとつ成功をしていただいて、継続してですね。山形県は進んでいるけれども、秋田県はだめとされていますので、その点についてもこれを契機にしてやれるようにして、応援する、市としての考え方もあると思いますので、その点について伺って、終わります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初のアドバイザーの勤務の実態ということですけども、基本的には1ヵ月10日前後、庁舎へ来ていただきたいという話もしておりますけれども、調査研究ということで、このアドバイザーの方ですけども、自分の書類等の関係で自宅で業務をしているところもありますので、その辺は、まあ委託料ですので、賃金と違って委託料ですので、結果が出るような業務をしていただきたいというふうに思っておりますので、はっきりした、縛ったような契約内容ではございません。

それから、にぎわいあふれるまちづくり関係ですけれども、これについては、これまでも議員の皆さんからも市内の商店街の状況についていろいろ御意見をいただいているところですが、実際、我々行政のほうでこうだあだと言いましても、本人方の気持ちがまず第一だと思うわけです。それが今回このたび、自分方でこういうものを研究・協議して、考えていきたいというような商工会のほうから出てきた要望だったものですから、それでは御支援していこうということになったわけで、この結果については我々も大いに期待しているところであります。

それから、案内所のことですけれども、駅に降りたときに必要だとは思いますが、なんですけれども、たくさんの方が来ていた以前の昔のときであれば、それに対応したお店屋さんというのもあったということを聞いておりますけれども、近年、このバスについても以前ほど人がいなくなったということで、JRでも撤退し、また、羽後交通を一時頼んだという話も聞いておりますけれども、それも撤退していると。不便解消のために合同タクシーさんが頑張っているというようなことで、この登山客が減っているという現状からして、一時的に朝の食事のために1つの業者が出てくるかということを考えても、現在の状況では無理でないかと。そういうようなことで、合同タクシーさん、それから鉾立の業者さん、こちら辺との連絡をとりながら対応することによって、例えばバスに乗るときに欲しいというのであれば、上のほうと連絡しながら何とか対応できるのか、それはこれから両者と話をしながらいかなければならないかと思えます。そうやって、予約が必要ということになれば、そこら辺のPRということも考えていかなければならないと思えますので、今できるとかということではなくて、これから協議をしてみたいと思えます。

それから、北前船の市としての考え方ということですが、北前船のフォーラム、こういうものにやることによって市民の方からも意識改革を図っていただけるのかなとも思えますし、これからいろいろPRをやるにしても、さっき説明しましたけれども、JRとかANAとかこういうところの力もかりていく必要もあろうかと思えますので、今回1回限りで終わるということではなくて、今後も継続して、お願いするところにはお願いして、協力できるものは協力してみたいと考えております。

【16番（竹内賢君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） それでは、引き続き8款から、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 120ページです。市道の維持補修工事費については、19年度の予算説明の際には舗装を主とするという方針でした。で、ずっと私見てきたんですけれども、みどり中央公園角の市道は、これ雨降った場合、それから雪解けの場合、非常に大きな水たまりになって、中学生、私見ていたんですけれども、学校に行く際に大きなはねを上げられて、それこそ大変な状態というのもありました。で、町内からも数年前から要望を出しているということですが、そういう実情が把握されて、19年度に工事がやられなかったのか、あるいは今回はそういうこともきちんとやれるような予算状態に、この中にあるのかどうか。

それから、121ページ、これ私、何回も見ました。道路橋梁新設改良について、実施計画書とあわせて見てみたんですけれども、この予算内容とどうしても一致できませんでした。中野・前川線とか、あるいは市道整備維持改良1,500万円とかいろいろなものがあるんですけれども、どれとど

れとどれがこの実施計画書の中でいうものと、この提案されている予算と合致するのか。1 つ 1 つ、これこれとこれですよということによっていただければいいと思います。

それから、都市計画総務費ですが、何回もいろいろな機会に話出ています、都市計画マスタープラン策定業務委託、都市計画図作成業務委託、都市計画変更業務委託についてです。実施計画書では、実現化方策検討、管理運営計画報告書作成とあります。今までの内容と変更する内容とかあったら、その理由。それから、これまでの計画路線から外した路線等があったら、その内容。それから、都市計画審議会の進捗と関連して見直しをお知らせ願いたいと思います。

それから、8 の 4 の 2、124 ページですが、まちづくり交付金事業について。これまでの県、国とのヒアリングで指摘された特徴的な事項や変更された事業について伺いたいというふうに書いていましたけれども、市長の行政報告、市政報告等の中で、大きな変更はないと、15 の事業についても同じだという話がありましたから、それはそれでいいわけですがけれども、何ていうか、このまちづくり交付金事業について、やっぱり県とか国から指摘をされたとか、そういうことがあると思うんです。したがって、それについて、ここは指摘されましたよということによって伺いたいと思います。それから、この交付金事業の財源について道路特定財源も入っているのかということ、たまたま、ある週刊誌によりますと、まちづくり交付金事業の国から交付される、いわゆる総事業費に対する 40%を限度にしてという、その 40%のうちの 40%が道路特定財源からの支出だと、そういうふうに書いてありました。これについて、もし皆さんのほうでもそれを把握して、この事業をやられているのかどうかも含めて、伺います。

それから、8 の 5 の 2、127 ページ、松ヶ丘住宅 1 棟 12 戸の建設計画ですが、公営住宅マスタープランの策定の進捗状況と見直しについて伺って、これは確かに旧象潟町時代からの計画ですがけれども、この公営住宅マスタープランとの整合性というか、そういうものについて、今やられようとしているわけですから、伺います。

それから、132 ページの 9 の 1 の 5、災害対策費の住宅耐震診断アンケート配布・回収委託料 116 万 8,000 円、この点について、私は今までも質問等をしてきた経過もありますので、ブロック塀等についても含まれるものか。さらに、アンケート回収後、どのような対策をやるのか。まあ他市町村ではやっているところもありますので、そういうものについてどういう対策を立てようとしているのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） まず初めに、120 ページの 2 目の道路橋梁維持費の 15 節市道維持補修工事費に関連して、みどり中央公園、旧象潟町役場付近の角の水たまりについて把握していますかとのことでありますけれども、状況については地区の前会長さんから連絡を受けております。水たまりの原因としては、水道管の漏水も考えられたことから調査しましたけれども、水道管には異常がなかったことから、交差点部を切削オーバーレイにより補修することとして、既に工事を発注してございます。今までの断続的な降雪により早期の工事完成には至ってありませんでしたが、工程によると、今月の 13 日、14 日ころ施工するという計画でありますので、御了承をお願いします。

それから、121 ページの 3 目道路橋梁新設改良について、13 節から 22 節まで、実施計画の交通ネットワークの整備と関連して具体的な説明ということでありますけれども、合併時の新市まちづくり計画、にかほ市基本構想及び基本計画に市民生活に密着した幹線道路の整備が位置づけされております。今回予算計上しているのは、仁賀保地区のすずらん通りから消防署本部を經由し、象潟地区の長岡線までを結ぶ仁賀保象潟幹線道路の整備、それから、水岡・横岡線の船岡地内のバイパス化、このほか中野・前川線の全線改良と、平成 16 年度から継続して整備している仁賀保地区の役場 1、2 号線道路改良の 1 号線側の延伸改良を行うための予算を計上してございます。実施計画にはのせてございます。

13 節委託料には、仁賀保・象潟幹線については市道認定議案も上程しておりますが、金浦地内の J A カントリーエレベーター付近から消防本部付近の赤石前川線までの 1,890 メートルを第一工区として整備するための詳細設計と水岡横岡線の船岡地区のバイパス化の基本測量業務委託料を計上しております。これも実施計画にはのせてございます。

それから、15 節工事請負費には、中野前川線については年度内の完成を目指し、未改良部分であった仁賀保地内の部分の改良工事費と、役場 1 号線の延伸改良、踏切側と八木電子、栄田電機側を行うための工事費を計上してございます。

17 節公有財産購入費及び 22 節には、中野前川線及び役場 1 号線の延伸改良工事に要する用地買収費及び構築物の立木補償費などを計上してございます。いずれも実施計画書には掲載しておったと思いましたが、

続いて、123 ページの都市計画費、委託料についてでございます。さきの一般質問でもお答えしたとおり、都市計画マスタープランの策定は、19 年度で行った概況調査、現況分析、アンケート調査での課題から、将来像を見据えたまちづくりの理念・目標、都市施設の整備、施策方針を踏まえた実現化の方策を審議会などで住民参加の会議を開催し、策定するものであります。都市計画区域変更業務は、新たに策定されるマスタープランをもとに、にかほ市一体となった都市計画区域を定めるための業務であり、県及び国と協議し、成案となるのは 21 年度であります。現段階では、どこを変更するかなどの具体化されたものは決まっておりませんが、今後の作業となります。

それから、124 ページの 2 目のまちづくり交付金事業に係る交付金事業の変更点と財源についてでございます。まちづくり交付金事業採択要望し、審査を受けている途中であります。国との意見協議により、小学校跡地に計画したコミュニティー消防センターをコミュニティー防災センターに、それから、総合文化施設を地域交流センターとすること、勢至公園周辺整備事業中、観音潟・竹嶋潟水質改善事業を分離して独立の事業とすること、また、飛・竹嶋潟水路整備を道路事業の金浦中飛線に含めることなどの変更を行っております。

まちづくり交付金事業の財源は道路特定財源なのかとのことではありますが、国の一般会計予算科目で揮発油税等財源都市環境整備事業費とされ、一部充当されております。

続いて、126、127 ページの公営住宅建設事業費に関連して、公営住宅マスタープランの策定についての進捗状況と見通しについてということではありますが、さきに佐藤議員の一般質問でもお答えしたとおりであります。公営住宅に関する施策の立案・実施については、民間の宅地開発状

況、雇用促進住宅の取り扱い、また、都市計画マスタープランなどのさまざまな現況・現状を把握し、実施することが肝要であります。住宅マスタープランの策定は、これらを十分検討し、将来を見据えたものでなければなりませんので、少しの検討時間をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 住宅耐震診断アンケートについてお答えします。

今回のアンケート調査の内容としましては、過去に秋田県が行いました住宅政策のための県民意向調査を参考に行いたいと考えております。主な内容としては、耐震診断の認知度、耐震診断の受診意向、耐震診断の費用額などについて、個人住宅の耐震化需要調査に加えまして、御質問のありましたブロック塀についても、耐震補強や撤去などの意向調査も含めて実施する予定としております。

なお、アンケート回収後に耐震診断の需要量などを参考にしながら、今後、市での支援策について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1つは、まちづくり交付金事業の関係ですが、この後の議員も質問されるようですので、そこまではいきませんが、いずれにしても、まちづくり交付金事業の財政そのものというか、一が道路特定財源から総事業費の40%のうち40%というと、我がほうには国交付金を14億1,000万円見込んでいますので、5億6,400万円が道路特定財源から入ってくるんだと、もし40%全部認められればですね。そういう内容だということ、まず1つは確認をしたいと思います。

それから、もう一つは、今の災害対策費の住宅診断、これはいいわけですが、その後の、例えばいろいろな耐震の補強工事をしなければならないとか、そういう場合に市としてどう対策をとっていくかということは、この後の防災計画をつくっているわけですから、それと関連するわけですが、そういうことも事後の、アフターケアも考えての耐震アンケートだと、こういうふうに理解してよろしいんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、都市整備課長。

都市整備課長（佐々木義明君） まちづくり交付金の財源のことについてお答えします。

まちづくり交付金は、全体事業の40%が交付金としてもらえることになるわけですが、その財源の一部が道路特定財源等から来ておるわけです。で、40%の40%ではなくて、一部なんです。40%もらえる一部が道路特定財源から充当されていると理解していただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） アンケート調査の結果を踏まえて、今、市として考えているのは、とりあえずは耐震調査にかかる経費を把握すると同時に、その需要の量を把握した上で、どのぐらいの財政負担になるのか、あるいはそれに対する支援の方法として、単なる金額での助成でいいのか等も踏まえて検討していきたいと。

なお、耐震の補強、家屋に対する個人住宅の耐震の補強等については、かなりの事業費がかさむ

と考えられます。ということなので、今現在の財政状況においてはそこまで取り組むということはかなり難しい面があるのかと、今、私、考えているところです。それについては、今後のさまざまなデータを把握した上で、どのぐらいの費用がかかるのか、その辺を把握した上でないとなかなか判断できないものと考えております。以上です。

【16番（竹内賢君）「議長、1つだけ」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今の都市整備課長のお話の中で、道路特定財源については一部という話ですが、総事業費の中の40%が、いわゆる国から助成をもらえる金額ですね。これはまず確認できると思います。そうした場合、その40%というのは14億1,000万円なんですよ、簡単に考えると。そのうちの一部ですというお話でしたが、これは総事業費に対する一部なのか、あるいは道路関係の、今度は文化施設ではなくて地域交流センターですか、地域交流センターを中心にした今のまちづくり交付金事業なわけですけれども、その全体の中での一部なのか、あるいは道路をつくる— それについて4つの道路をつくるような、あるいは補修するとか、そういう内容になっているようですので、それらについての一部なのか、その辺の区分けというのはできるんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、都市整備課長。

都市整備課長（佐々木義明君） 国の予算として、我々地方自治体に交付するお金の財源、我々も今予算を組んでおりますよね。何々事業をやるには補助金幾ら、起債幾らとか、自己財源幾らとか、こういうふうな財源内訳がありますよね。その財源、国が我々に交付するお金の財源として道路特定財源から一部来ていますよということなんです。で、この交付金は道路に使うからとか、公園に使うからとか、地域交流センターに使うからという色分けはなっていないです。全体事業費の交付金なのでありまして、道路だから特定財源を充てる、交流センターだから充てないということではありません。以上です。

【16番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、18番斎藤修市議員。

18番（斎藤修市君） まずは、平成20年度の予算の策定に当たりまして、関係各位の努力に深く感謝を表します。

20年度の一般会計について、各勘定項目についてはおのおのの常任委員会に付託されていますので、そこで細かいところの審議をやることになろうかと思いますが、全体的な総括について、二、三質問をさせていただきます。

予算書の10ページですが、地方債について、ここのひとり親家庭住宅整備資金150万円、心身障害者住宅整備資金150万円、これは18年度はたしか300万円だったと思います。それから、高齢者住宅整備資金150万円、この3項目につきまして、18年度、19年度、同じように起債して、3月の補正予算では廃止をしております。20年度も同じように起債していますが、これは法的な義務があるためなのかどうかということ。それから、過去一度も実績がない、まあ過去といいますと語弊がありますけれども、この3年間実績がありません。これはなぜなのか。それから、対象になる世帯の実態調査や制度についての説明などがやられているんでしょうかということについて御質

問をしたいと思います。

2 つ目は、仁賀保統合中学校建設事業であります。この件については先日の事業実施計画の説明でわかりましたが、21年度は14億4,500万円、22年度が1億6,400万円、当年度が4億8,700万円の起債をしているわけですが、この金額については当然基準財政需要額の中で交付金として還元されることになろうかと思いますが、どのくらいの金額が交付金として換算されるのか、概算で結構でございます、わかりましたら教えていただきたい。

それから、9月の定例議会では、総額、概算26億、22年度の完成という御報告でございましたが、今度の事業計画の中では29億3,000万円、大体そのくらいがかかると。これは建設費用だけじゃなくて、旧舎の解体事業等々も予算の中に入っているようでありますが、この総額、これが大体このくらいの見込みでいくのかどうかという点についてお伺いします。

それから、11ページですが、歳入歳出予算項目別の明細の歳入合計について少しお伺いします。前年度、19年度合計が当初予算136億2,500万円。で、当議案の36号では、これは補正予算ですが、148億7,417万1,000円、これは決算数字ではありませんけれども、9月にならないと決算が出ませんが、当初予算との差が概算で12億4,900万円あります。補正予算額は大体このくらい発生するのかなと。これはちなみに18年度の決算で見ますと9億4,100万円の差がありまして、それで実質収支差額が約4億1,500万円と。大体毎年度このくらいの補正は今のにかほ市の財政の中ではやっていくんだということで認識してよろしいでしょうか。

それから、総括表は前年度当初予算と今年度の予算の単純比較で増減を出されております。19年度の決算見込み、先ほども言いましたけれども、決算見込みは数字が出ないわけですが、見込み数値との比較も必要ではないかなと思うんですが、いかがででしょうか。

それから、3つ目は、20年度の予算132億8,500万円、これはちょっと2番目とダブるような質問になりますが、19年度の実績予想を見たシミュレーション値であるかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 私のほうからは10ページの第2表地方債について御説明いたします。

10ページ、第2表地方債のひとり親家庭、それから心身障害者、高齢者のそれぞれの住宅整備資金に対する起債については、法的に義務づけられているわけではございません。それから、資金の貸し付け実績につきましては、にかほ市になってからの新規の申請はありませんけれども、19年度以降に償還期間が残っているのは、ひとり親家庭が1件、これは平成15年度に貸し付けたものでございます。それから、心身障害者世帯が3件、これは11年度が1件、12年度が2件であります。それから、高齢者世帯が3件、これは平成9年度が1件、10年度が1件、12年度が1件となっております。新規の申請がないというのは、しばらく低金利が続いたことと、むしろ民間の金融機関のリフォームローン、これらのほうが担保・保証人不要で借りやすくなっていることも一つの要因になっているのではないだろうかと考えております。

次に、実態調査や制度の説明ということでありますけれども、市では、実態調査は特に実施して

おりません。おりませんが、年度当初の広報、ホームページ等で制度の紹介、あるいは各種のリーフレットとかガイドブックの全世帯配布、また、各地区において行われます市政懇談会においても制度の利用について啓発しているところでもあります。また、ひとり親家庭につきましては、児童扶養手当の年1回の現況調査で面談が行われます。この際に周知しているところでもあります。

ちなみに、心身障害者世帯につきましては、住宅整備資金の借入れ申請はありませんけれども、日常生活用具給付事業で実施している20万円を限度とする住宅改良費助成の制度がございます。これは、内容につきましては、手すりの取り付けとか段差の解消、あるいはトイレの改修、それから床滑りどめ等の工事、これらが心身障害者世帯につきましては4件ございました。また、高齢者世帯につきましては、これも介護保険の20万円が限度となります住宅改修助成の申請が多くありまして、平成18年度は43件、それから19年度は2月末現在で29件の申請を受け付けております。いずれにいたしましても、これらの制度ができておりますので、こちらのほうを御利用なさっているようでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、仁賀保統合中学校の建設事業に関する質問にお答えしたいと思います。20年度当初の建設事業費につきましては体育館の建設事業にかかわる予算を計上しておりますが、現在、国の本省繰越事業というものにもちょっと手を挙げてございまして、その採択が得られれば、またその事業計画が変わってきますし、本体校舎につきましても20年度で採択の申請をしたいと考えております。

それで、9月の定例会では、18年度時点での実施計画の掲載のあくまでも概算事業費ということで26億ということで説明しておりますけれども、その後、市民によります建設委員会、あるいは建設設計検討委員会、そして、学校との協議、その後、設計業者が決定いたしまして、細部にわたって事業の見直しをしてきたところでございますが、まだ、基本設計、実施設計とも完成していない段階ですので、今月末までというふうな契約でございまして、あくまでも概算ですが、20年度から22年度の事業費は、今、議員がおっしゃったとおり、事業計画にあるとおりと概算で見えておりますが、この事業費も確定した額ではございませんので、御承知おき願いたいと思います。

それで、26億から増額となった主な理由といたしましては、基礎工事工法の変更でございまして。地質調査によったところが、体育館建設の予定地が転石が多いということで、基礎工事の工法を変更しております。それから、校舎・体育館の面積がふえました。それから、調理室の建設工法の変更、それから、仮校舎の建設・解体、そういう費用がふえたのが主なものでございまして、この事業費につきましても、何回も言いますが、実施設計の完成によりまして変更する可能性がございます。

それで、21年、22年の起債計画ということで、これも実施計画にある数字でございまして、その中の起債額、合併特例債という起債を予定しておりますが、たしか特例債の75%が交付税算入になると、すみません、95%が交付税算入ということを財政当局から聞いております。その点は財政当局のほうからお答えすると思います。そういうことで、先ほど言いましたとおりに、この計画事業自体も、これからの国の事業採択によりまして大幅に変更になる可能性もございまして

ので、ひとつ御理解をお願いしたいと、そういうことでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 仁賀保統合中学校の建設費の中の財源内訳で地方債を充てているわけですが、内容としては合併特例債でございます。充当率が補助残の95%、今年度以降の元利償還金に対する地方交付税における基準財政需要額に算入される部分が70%ということになっております。今年度予算の起債の金額4億8,170万円に、元金としては0.7を掛けた3億3,700万円が地方交付税算入になるということで御理解願いたいと思います。以降の年次についても同じような考え方となっております。

次に、御質問にありました予算編成に当たっての御質問についてお答えしたいと思います。

歳出予算項目明細書の歳入合計についてということの中の一番でございますけれども、予算編成方針においては、年度途中の予算補正は原則除雪費や制度改正、災害等の特別な理由がある場合に限定しているということとしておりますけれども、19年度予算にあつては、年度途中において西部カントリーエレベーター増設事業補助金、市道整備等合併補助金事業の採択、象潟中学校建替事業及び仁賀保中学校建替事業費、豪雨災害に伴う復旧事業費などなど、さまざまな要因によりまして12億5,000万円ほどの増額補正となっております。御質問にありましたように、毎年の補正予算総額につきましては、その年の歳入歳出の事情で大きく違ってきます。したがって、補正予算総額を見込むには難しい面があるということを御理解願いたいと思います。

なお、先ほど教育次長もお話ししてございましたけれども、20年度においては国の事業採択を受けて仁賀保統合中学校建設事業やまちづくり交付金事業などの補正予算が見込まれるものと考えております。

それから、の予算書の様式につきましては、地方自治法施行規則第14条で、予算調製様式が定められております。御質問の歳入歳出予算事項別明細総括表についても、同じく施行規則第15条の2に規定する予算に関する説明書様式により調製しておりますので、御理解願いたいと思います。

ですけれども、行政管理費や継続事業などについては、前年度実績見込み額をベースに予算編成を行っております。その調整を行っております。また、新規の事務事業につきましては、総合発展計画や実施計画、地区要望などを踏まえ、原資となる財源の確保を図りながら事業量を決定して予算計上をしているところでございます。かつ前年度当初予算規模を参考としながら総予算額を定めているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 18番齋藤修市議員。

18番（齋藤修市君） 大まかわかりました。1つだけお聞きしたいんですが、1番目の150万円、まず仮に借りたとして、大体こういう方々が償還する、返済するとしたら、月大体どのぐらいの金額になっているものか、ちょっと参考までに教えていただきたい。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 例えば、高齢者住宅で見えますと、貸付の利率、償還据え置き期間が2年以内で10年で返済することになっております。例えば、平成9年に借り入れした方で

ございますけれども、年間の償還額の元金のほうが17万3,173円、利息が1万600円、トータルで18万3,773円、これぐらいの年間の償還額になっております。以上です。

【18番（斎藤修市君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 最初に、75ページの民生費の児童福祉総務費であります。新しい事業ということで、次世代育成支援行動策定……150万円の、本事業のための予備調査という説明でしたけれども、だれがいつ、どのような内容の調査を行って、それをだれに報告するのかということをお伺いします。

それから、衛生費の母子保健事業費の委託料の中にインフルエンザ予防接種委託料886万4,000円があります。昨今、マスコミ等で新型インフルエンザがはやるんじゃないかという報道もなされておるようですが、幼児はこの数字のとおり大変いいと思うんですが、大人の場合のインフルエンザワクチンは市のほうでどのような用意があるのかどうか。なければなくていいんですが、教えていただきたいと思っております。

次に、農林水産業費の海岸林再生事業費、手数料745万8,000円があります。19年度にTDKからの寄附金をもとに植栽の事業をしたんですが、ことは予算書を見ると出ていないのでやらないのかなという気がしますが、この辺と、この手数料というのは、委託料だとか賃金はわかるんですが、手数料というのは何か中身について伺いたいと思っております。

次の企業活性化アドバイザー、これは出ましたので、もし何か言い忘れたことがあったらつけ足してください。

次に、115ページの公園管理費の委託料です。予算書を見ますと、去年が5,297万3,000円から約26%ぐらい多くなって、1,930万円アップになっておるんですが、中身を見ますと、賃金、管理委託料等が、賃金が約4倍、それから公園の施設管理委託料で約3倍、それから公園とトイレ保守管理委託料約2倍というふうに大幅に増額になっているのがこの原因なわけですが、なぜ大幅な賃金等の増額になったのか、この中身について伺いたいと思っております。

それから、最後、125ページのまちづくり交付金事業費、全部の予算の中で — 全部測量設計業務委託に係る予算になっております。議案説明ですと、4本の道路を初め各種施設事業の設計業務を委託するんだということでしたけれども、ほぼ金浦全域にわたるような広範囲の設計ですと、相当の大きな設計測量会社でも1社では無理なのかなと、私、素人ながらそんな感じがするんですが、業者の選定、あるいは指名等について、1年間ですべての測量をやる、大丈夫かということも含めて、どういった構想をお持ちか伺いたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 私から答弁いたします。

75ページの児童福祉総務費13節委託料の次世代育成支援行動計画策定のための基礎調査業務委託料でありますけれども、最初に、この予算は、次世代育成支援対策推進法というものがございまして、これに定められているものでありまして、にかほ市の市町村行動計画を作成するための、あくまでも基礎調査を行うものでありまして、実施主体はにかほ市にございます。

調査は業者に委託するものでありまして、基礎調査につきましては、厚生労働省が定めました行動計画策定の指針に基づきまして、市民のニーズ調査を行うものでありまして、その調査結果をもとにいたしまして、サービスのニーズの量を推計把握しまして、にかほ市の目標事業量を設定したいと考えております。

調査方法につきましては、アンケート方式で行いますが、サービスのニーズは、子育て家庭の実態や子供の年齢によって異なりますので、調査対象といたしましては、就学前児童と小学校低学年児童に区分して行いたいと考えております。

時期につきましては、国が行動計画策定指針の改定作業を8月には終える計画のようでありますので、9月から10月ごろになろうかと思っております。

調査項目につきましては、第一に子育て家庭一般の生活実態や意識が把握できること、それから、にかほ市の子育て支援機能を充実させるために参考となる情報を把握できる項目としたいと考えております。

最後に、だれに報告するのかという質問でありますけれども、行動計画を策定するに当たっては、次世代育成支援対策地域協議会、あるいは子育て支援団体との意見交換をしながら策定していくわけありますので、今回はその際あくまでも基礎調査であることを御理解願いたいと思えます。当然、計画書の成果品につきましては、議会の皆さんを初め、児童福祉関係の皆様方に配布する予定でございます。

次に、インフルエンザ関係でございますけれども、インフルエンザ予防接種委託料886万4,000円を計上してございますが、これは高齢者の－65歳以上ですが－高齢者のインフルエンザ予防接種関係の委託料、4,000人分の経費でございます。予防接種には定期予防接種と任意の予防接種がありまして、インフルエンザ予防接種は任意の予防接種となっておりますけれども、平成13年度の予防接種法の改正によりまして、高齢者のインフルエンザが定期予防接種に加えられて、旧3町においても平成13年度から実施してきたところであります。自己負担1,700円、それから市負担が2,216円となっております、平成18年度にはにかほ市では4,201の方が接種しております。幼児のインフルエンザ接種につきましては、個人負担で実施している状況でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部への最初の御質問の海岸林再生事業と手数料の御質問であります。今後の海岸林再生事業では18年度に植栽した松林の下刈りなどの保育事業を24年度までの6年間にわたり事業実施してまいります。新たな植栽等の計画は現在のところありません。しかしながら、18年度に植栽した後に枯れてしまっている松も見受けられますので、関係町内などに松苗を提供し、ボランティアで植栽をお願いしてまいりたいと検討をしております。

それから、次の手数料との御質問ですけれども、下刈りや間伐などの造林作業に係る費用、予算は財務上、手数料として取り扱うことにしなさいというふうになっているようで、予算書の計上においては、下刈りとか間伐、こういうものを手数料という名前で計上しております。

それから、次の企業活性化アドバイザーですけれども、特にありません。

それから、その次の公園管理費の御質問でありますけれども、19年度までの各施設の諸費用は2款8項1目の仁賀保サービスセンター管理費及び2款8項3目の象潟サービスセンター管理費に分散計上をしていたという状況であります。一部予算が関連するというようなことで重複する部分もあるわけですが、予算執行の効率化と一元化を図るため、仁賀保・象潟サービスセンター予算を今年度から7款の商工費へまとめております。

それで、かなりの額がアップという御質問でありますけれども、最初の、例えば、諸作業賃金が258万7,000円というのは、観光課の18年度決算額でありますけれども、この18年度にはこれ以外にも観光課と象潟サービスセンター、仁賀保サービスセンター、これらを合わせますと、18年度決算で470万円ほどの決算額になるわけですが、20年度の予算は観光課の予算で1,195万3,000円です。258万7,000円ということではなくて、3カ所、観光課、象潟、仁賀保というものを足せば500万円ぐらいでありますけれども、それが今年度1,200万円弱になったということにつきましては、これまで委託料に諸作業賃金690万円ほど委託料に計上しておりました。今年度からその委託料をこの諸作業賃金というふうに組み替えしておりますので、今年度当初予算の1,195万3,000円になったわけで、18年度の決算額とそんなに変わっておりません。

また、公園施設等についても桜樹勢改善委託料だとか、観音瀧のアオコの調査委託料、それから奈曽の白瀑の点検料、こういうものが事業として入ってございましたけれども、20年度予算にはこういうものが終わったといいますが、計上しておりませんので、前と同じような額で推移しております。また、公園トイレにつきましても、18年度決算のこの額では観光課と象潟サービスセンターで200万円ほど予算計上しておりますが、それを2つまとめて280万円ぐらいになったということで、全体的な数字からしまして、大幅なアップということではございません。いずれにしましても、これまでの3カ所であった予算を、観光課のほうへ1カ所にまとめたということなので、予算はまとまっておりますけれども、それぞれの業務内容はこれまでと同様であります。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 125ページのまちづくり交付金事業の委託業者選定についてであります。委託料は、道路・公園及び排水改良事業の測量と設計、地域交流センター整備事業については、予定地の測量と基本計画設計業者選定支援などのコンサルティング業務、並びに旧金浦小学校とプール解体工事のための設計業務などです。このように委託する業務が分かれていますので、それに応じて、にかほ市内の業者を優先とし、県内業者を対象に分割し発注する予定であります。また、解体工事の設計、コンサルティング業務については、専門性が求められますので、それら業務のノウハウを持っている県内外の業者を選定したいと考えております。このように、業種ごとによって分割発注となります。申請が順調にいきますと、4月の下旬か5月の下旬、そうしますと内示が6月の下旬から7月上旬の見込みになります。事前にできるものは事前に準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 民生費の次世代の、今の説明の中で、主体は当然市であるんだけど、業者がどうのこうのという、その業者というのはどういう場面に出て、どういう仕事をするの

か、ちょっとわかりにくかったので、それ1点と、インフルエンザは、私、勘違いで、これ子供だと思っていたら高齢者ということで、大変よかったですと思いますが、高齢者の年代は何歳以上と決まっているのかどうかですね。働き盛りの人はどうなのかということです。

あとは、海岸林と商工会アドバイザー、公園費、これはわかりました。

まちづくり交付金の分割発注ということで、伺いますと、市内、県内を中心に中央までというふうな、そういうふうなことのようにでしたが、場面によって業者が違うよというのはわかるんですが、具体的にどういうことであれば、どの分野は中央なり県外に、というのは、ある程度その辺の腹づもりがあったら教えていただきたい。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 委託する業者ということでございますけれども、これらのアンケート調査、こういう行動計画、前期にも実施しておりまして、今回も後期の計画ということで、そういう事業を取り扱った業者を選定いたしまして、アンケート様式の作成とか、それからアンケートの配布、あとは結果の収集、結果の集計とか、それらの業務になろうかと思えます。また、詳しい内容につきましてはこれからの作業の段階であります。

それから、高齢者の年齢でございますけれども、65歳以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 委託についてでありますけれども、道路・公園等改良工事関係については地元、また県内の業者というふうにご考えておりますし、基本設計等コンサルティング業務といったようなことについても、これは県内、または中央というふうな考え方、それから、先ほど出ましたコンサルティング業務の専門性を求められるものは県外というふうなことで、今のところこのように考えております。

【22番（佐々木正己君）「1点だけ」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 建設部長、そのコンサルタント、コンサルティング業者のコンサルする範囲はどの程度、全区域をやるというのか、それとも、部分部分、例えば交流センターですか、改称して、文化施設じゃなくて交流センターですか、その辺を中心にやるのか、そのコンサルタントの内容を、もしできれば簡単に教えていただければ。

議長（竹内睦夫君） 答弁、都市整備課長。

都市整備課長（佐々木義明君） ただいまのコンサルティングの内容ですけれども、20年度に計画しているのは文化交流センターの基本計画の策定、この基本計画というのは、この施設をどのような内容にして、どのような規模にしたらいいかというものをまず決めなくてはなりません。それをもとに基本設計をしてもらうわけです。その基本設計の業者を決めるについても、いろいろ全国的に見ますと、それを専門にやっている設計業者もおるようです。それらの情報について我々が知り得ないものですから、それらに専門にかかわってきている、コンサルティング業務をやっている業者がおるようなんです。で、そこら辺にお願いして、我々の地域交流センターはどの設計業者をお願いしたらいいのか、その前の段階として、どのような基本計画をどういう手順で立てていっ

たらしいのか、これらをアドバイスいただくものがコンサルティングの内容です。なので、これらにノウハウを持っている、オーソリティーのある業者はちょっと県内には難しいのではないかと、まだ詳細に調査したわけではありませんけれども、そう考えておまして、今、部長から答弁しましたとおり、全国的に展開している、それらの専門性を持った業者を選定することで、我々が計画しているセンターというものがよりよいものになるのではないかと、しなければならぬのではないかとというような観点から、狭いエリアの地域、ここの地域、県内、それらを、除外するわけではありませんけれども、含めて、全国的な業者の選定をしたいというふうに考えている次第です。

【22 番（佐々木正己君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで 22 番佐々木正己議員の質疑を終わります。

所用のため 2 時 50 分まで休憩します。

午後 2 時 34 分 休 憩

午後 2 時 50 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行します。

同じく議案第 45 号平成 20 年度にかほ市一般会計予算に対する質疑。次に、17 番佐藤元議員。

17 番（佐藤元君） それでは、96 ページの農業近代化ゼミナールの連絡協議会ということで 8,000 円ほどあるわけですが、この農業近代化ゼミナールは、昭和 40 年代、小畑知事のころに発足した会でありますけれども、久しぶりに目に入ってきた事案なので、それでちょっと質問するわけですが、まず現在の組織の内容とその活動内容、そして、全体の会員数及びにかほ市の会員数はどのくらいあるのかということ、それと、この会を若者の農業活性化向上の策として市ではどのようなことを考えているのか、あわせてお聞きします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） お答えします。

本荘由利農業近代化ゼミナール連絡協議会は、昭和 44 年に農業後継者としての知識・技術の向上を図るための学習や交流活動・研修活動等を目的に設立され、現在の会員は青年農業者や就農希望者など 21 人で、にかほ市からは 4 人が加入されております。主な活動内容は、野菜、畜産、花卉、水稻のグループ別課題研修における栽培・生産技術や農産物流通の研修を初め、他地区ゼミナールとの交流や活動報告会などであるようです。それで、会員である寺田の佐々木健さん ― 若い人ですがけれども ― 昨年の 11 月に開催された、第 38 回東北農村青年会議青森大会において、彼が取り組んでいる「良質ネギの生産による冬期所得の確保に関する取り組み」と題し、プロジェクト発表部門で最優秀賞などを受賞するなど、同協議会は活発な活動を展開していると判断をしております。

それから、この本日追加のこの会をどうしてということではありますが、現在、集落営農、それから担い手、いろいろ農業問題ありますけれども、こういうやる気のある若い人方がこういう会にゼ

ひ加入して、自分の農業というものを追求していただければありがたいなと思っております。以上です。

【17番（佐藤元君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） ページ数は古いほうからになっておりますけれども、よろしく願います。

10款関係です。167ページ、委託料、多目的広場芝植生維持管理委託料について1,000万円でございます。国体終了後の会場の維持管理についてですけれども、管理の要点はどんな点であるのか。2つ目に、予算額は十分なものなのか。これは一定レベルの芝生の維持管理をするには十分な額かどうか、伺います。3つ目に、委託に当たっては競争入札になるかと思っておりますけれども、例えば、市内業者でこのような芝生の管理の対応は可能なものかどうかという点でございます。

それから、続いて、163ページ、同じく10款、負担金補助、「おくのほそ道」にかほ市象潟サミット実行委員会補助金125万円でございます。サミットの全体構想についてのお考えを伺いたいと思います。実行委員会に対する補助金だとの説明がございましたけれども、実行委員会の内容、あるいは構想について現段階にどのようなことをお考えにあるか、お伺いしたいと思います。

続いて、86ページ、4款でございます、委託料、特定健診委託料。市長の報告にもありました「高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、20年から」云々とあります。この法律の内容に関しては私まだわかりませんが、義務化としなければならない理由がこの法律の中でどううたわれておるのか、お伺いしたいと思います。

それから、2つ目に具体的健診内容について。これまでも生活習慣病に対する健診であるとか、あるいはまた、過去においては成人病健診などがございました。それらの内容とどう違うのか、具体的健診内容についてお伺いいたします。

3つ目は、健康は保証されるかということでございます。義務化という、個人の健康に関して非常に法律が介入してきたということで、非常に不思議に思うわけですが、あまり意見は述べませんけれども、義務化に対して、ですから、市民の健康も何かそこに保証される分野があるのかどうか。健診を受けた人は医療費が安くなるとか、そういうことができる法律なのか、あるいはまた、この法律に対する市でのどこでの対応策でそのようなことが可能かどうか、現段階での担当者のお答えを伺います。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、私のほうからは、多目的広場の芝生の管理につきましてお答えいたします。

御承知のように、昨年の国体を初め、JFLチームによりますサッカーの試合が数多く開催されてまいりましたが、それで、管理する上で最も配慮してきたのは、ピッチの天然芝の管理でございました。管理面の業務仕様書に基づきました施工計画書に従いまして、管理作業を実施してまいっておりますが、芝刈りや肥料散布、散水を初めとする殺虫剤散布など、15項目における作業を232回にわたって行ってきたとのごとでございます。芝の状況によっては作業をふやしてきたとい

うことでもあります。新年度におきましても同じように管理してまいりたいと考えております。

それから、予算額は十分であるかということでございますが、現状では十分ではないかと考えております。にかほ市で提供しております機器類があるんですが、芝刈り機とか、散水スプリンクラーですか、そういうものがにかほ市で提供していることなんですが、芝刈り機等の故障などによれば修繕費がかかり増しになるのかなと、そのくらいでないかなということで考えておりますので、現状では十分と考えております。

それから、市内業者の対応の件でございますけれども、今お話ししたように、国体を初めとしたJFLチーム等のサッカーが行われたわけなんです。ことしもJFLの試合はもとより、クラブチームなどの公式試合が複数計画されております。やはり管理には完璧で良好な芝ピッチの維持が求められることから、過去の実績や、管理のノウハウを熟知している業者でなければならないと思っておりますが、昨年も地元業者に管理業務を委託した経緯もございますので、新年度につきましても地元業者でも対応は可能であるのかなと思っておりますが、あくまでも競争入札で業者選定をしたいと思っております。

それから、「おくのほそ道」サミット関係でございますけれども、「おくのほそ道」サミットは、奥の細道紀行300年を契機として、芭蕉にゆかりのある市町村及び関係機関が芭蕉の業績を検証して、あわせて地域の活性化に結びつく活動と郷土の歴史文化の活用を互いに連携し合いながら、広く内外に向けて展開しようというような目的によりまして、昭和63年10月に規約がつけられたということで、当初から旧象潟町が加盟しているということでございまして、中で全国各地を会場持ち回りでサミットが開催された経緯がございます。現在は、全国の関係自治体機関39団体で構成されてございまして、昨年は富山県の滑川市で7月31日と8月1日の2日間にわたり、20回サミットということで開催されまして、副市長ほか2名が出席しております。

本市での開催につきましては、20年度につきましては8月1日、2日の2日間を予定しております。事業内容といたしましては、基調講演をメインにいたしまして、その講師は芭蕉研究は日本一ということで、第一人者というようなことでありまして、元九州大学教授の上野洋三さんという方を予定しております。

当日は、全国の芭蕉にかかわる関係者、並びに芭蕉のファンといえますが、そういう方々が全国各地から参集するのではないかと考えておりますが、芭蕉の研究や郷土の歴史と活用、そして、地域の活性化などをテーマにした話し合いが行われることになっております。

このサミットの前の6月1日には、NHKの公開番組ですが、これBS2だったと思っておりますが、全国放送の「俳句王国」という収録が仁賀保の青少年ホームで行われる予定になってございまして、このサミットの後には、8月9日は恒例の全国俳句大会が予定されております。俳句を通したにかほ市の文化水準の高さを全国にアピールできる機会ではないかなと思っております。

それから、実行委員会の内容でございますが、今のところ、担当課の文化財保護課と観光の関係機関にお願いしたいと、そういうふうに考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 86ページの4款1項3目13節の特定健診委託料139万円は、生活保

護者に係る特定健診委託料などがございます。本来、健康福祉部の所管でございますけれども、制度の背景や健診の内容等についての御質問ですので、私のほうから説明させていただきます。

御質問の特定健診が義務となった背景でございますが、我が国の急速な少子・高齢化の進展の中で、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくために、平成 17 年 12 月に医療制度改革大綱が示されました。安心・信頼の医療の確保と予防の重視、それから医療適正化の総合的な推進、それから超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現という 3 つの基本的な考え方のもとで、平成 18 年 6 月に一連の医療制度改革法案が成立しまして、医療制度改革が順次実施に移されてきているところでございます。

このことにより、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、生活習慣病の予防対策として、国保や共済組合、あるいは健康保険組合など、保険者に対して、平成 20 年 4 月から 40 歳以上の加入者に対して、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられたものでございます。個人ではなくて、保険者に対して義務づけられたと。

その法律の根拠ということでございましたけれども、ただいま申し上げました高齢者の医療の確保に関する法律の第 20 条に特定健康診査の項目がございまして、ただいま申し上げましたように、第 20 条、「保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、40 歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする」、こういうふうにならわれておりますし、24 条に同じように、「保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき — 中抜きしますが — 特定保健指導を行うものとする」というふうにならわれております。それで、このそれぞれの条文でうたわれております「特定健康診査等実施計画に基づき」というこの計画が、先ほど、初日に市長のほうから市政報告の中でありました国保の運営協議会に対して諮問をして答申をいただいた上で決定したという計画がこの計画でございます。

次に、具体的な健診内容でございます。特定健診の必須項目として 9 点定められております。1 つ目は服薬の歴 — 歴史の「歴」 — 服薬歴や喫煙歴の調査を含む問診、2 つ目は自覚症状の有無などの医師の検査、3 つ目は身長、体重 — ここです、腹囲、腹回り、この腹囲を含む身体検査、それから 4 つ目は BMI、要するに肥満度の測定、5 つ目は血圧の測定、6 つ目は GOT、GTP などの肝機能検査、7 つ目は中性脂肪、コレステロールなどの血中脂質検査、8 つ目は血糖の検査、9 つ目が尿糖とかタンパクなどの尿検査、この 9 つを行うことになっております。

以上の健診の結果をもとに特定保健指導 — これは検査ですが、その結果に基づいて今度指導、特定指導を行うことになるわけですがけれども、対象者は、A グループとして、腹囲が 85 センチ以上の男性、あるいは腹囲が 90 センチ以上の女性、これが A グループ。B グループとして、腹囲が 85 センチ未満の男性、または腹囲が 90 センチ未満の女性で、肥満度である BMI が 25 以上の者、これが B グループ。で、A グループの場合は検査項目の、先ほど 9 つ言いましたけれども、検査項目の 1 つ以上、B グループの場合は検査項目が 2 つ以上カウントされますと、動機づけ支援ということになっていきます。それ以上カウントされた人に対しては、積極的支援という形で保健指導が行われることになります。

今までの健康診査と、これからのいわゆる特定健康診査のどこが違うかということでございますが、今までは病気の早期発見、それから治療が目的でございました。したがって、保健指導は病気ごとに指導をしておりました。これが、これからはメタボリックシンドロームという予備軍の抽出、メタボリックシンドローム及びその予備軍の抽出が主な目的となります。で、指導のほうも、ただいま申し上げましたように病気ごとの指導ではなくて、リスク別の指導というふうにならなくなっていきます。今言ったように、何もチェックに引っ掛からなかった人については単なる情報提供。それから、Aグループですね、それは1点だけ引っ掛かった場合、これについては動機づけの支援。それから、Bグループの2つ以上カウントされた人方に対しては、いわゆるハイリスクということで積極的支援、こういう形で変わっていきます。ということをお聞きいただきたいと思います。

それから、これによって、健康は保証されるかとの御質問でございますけれども、にかほ市の場合、健診は医療機関に委託して、保健指導はこれまで実施してきたヘルスアップ事業の経験を生かしながら、市の保健師さん、栄養士さんが行うこととしております。この特定健康診査の健診、あるいは保健指導の実施によって、メタボリックシンドロームを中核とする生活習慣病の予防に努めまして、これまで以上の健康推進を図っていきたいと思います。

そのためには、健診並びに保健指導への参加がかぎとなりますので、それで、5年一区切りの、5年を1期とした区切りになっておりますので、その国では65%の健診率という目標を設定しております、国保に関しては。ほかの健康保険者に対しては70%の目標を設定しているんですが、国保に対しては65%の目標設定を国でしております。それらをクリアするような形で積極的にPRをしながら、市民の協力を得ながら、一緒になって疾病予防や重症化の防止に努めたいと考えておりますが、この健診や指導を受けることによって健康が保証されるかといえば、必ずしもそうではございません。健診の結果や指導をもとに、いかに自分の健康のために行動に移し、あるいはいかに継続して自己の健康管理に努めるかということによるものだと思います。

【20番（池田甚一君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 20番いいですか。

【20番（池田甚一君）「終わりました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 124ページ、まちづくり交付金事業、8款4項2目の関係でございます。9,217万8,000円の予算が措置されております。この事業は、御承知のとおり20年度から24年までの5カ年の継続事業、こういうことでございます。学校建設とは違った46億円という大型プロジェクト事業であると認識しております。

町民アンケート、つまり事業効果についての町民アンケートでございますが、これにつきましては回収率が33.8%、そのうち事業効果が期待できるというものが52.8%ということが報告されております。この状況を見ても、市民に対する説明、PR、これはまだ不足しているのではないかと感じます。さらに、議会の関係につきましても、特別委員会によるまとめが出ておりますが、議会との協議、こういった大型プロジェクト事業としてはまだまだ議会との協議は不完全燃焼でないか、こういうふうに私自身は認識しております。この点について最初にお伺いをいたしま

す。

それから、2 つ目でございます。5 ヶ年事業の最初の年度なわけでございますが、この事業の主要部分となるのは文化施設建設であります。それで、5 ヶ年の間に若干の微調整、そういったものは可能かなというふうには考えますけれども、こういったメインとなる文化施設建設、こういったものについての変更の可能性といたしますか、そういったものはあるのかどうか。以上2点、お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） まちづくり交付金事業についてのことでありますけれども、アンケート調査は、事業内容などを十分に公表し、事業効果を確認する手段でございます。結果は、申しましたように、52.6%の住民が期待できるという回答がありました。事業の賛同が半数を超える場合が事業効果の基準を満たすものとしますとすることが条件となっておりますので、このままいきますと採択になるものと思われま。そのようなことで、議会、それから市民の方々に説明があまりなされていないのではないかなと思えますけれども、昨年10月29日に全員協議会のほうで、ある程度事業が固まったときに御説明申し上げてはありました。

それから、アンケート調査についても、昨日もお話ししましたように、ある程度の事業が固まり次第というふうな、そのようなことから事業の効果を確認するというふうなアンケートであります。市民のPR関係については、これから広報等、それから地区の座談会などを通して説明を申し上げたいと、こういうふうにしておるところでございます。それから、議会のほうについても、当然協議会とかで御説明を申し上げたいと、このように思っております。

そこで、交流センター、文化施設建設の変更についてであります。市長が市政報告及び一般質問でもお答えしているとおり、交付金を活用して建設するとしています。規模、内容、運営方法などについて今後十分検討し、身の丈に合った施設を計画し、実施したいというふうにご考えてございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 部長の話、わかりましたが、こういった特に大型のプロジェクト事業といいますが、こういったものはつくった後の建物の利活用、そういったものも十分に検討しなければならぬでしょうし、それから、文化施設の拠点とすると、こういうふうな建設物であります。ですから、こういった内容については、やっぱり議会というのも市民の代表でございますから、もう少しかんかんがくがく議会と話し合いをするというふうな形が、逆に議会にもそれなりの責任といいますが、そういうものも出てくるので、私は非常にいいのではないかなと思うんですが、どうもこういった大型プロジェクトにしては、県との協議が調わない、あるいは国との協議中だと、こういうことで、後出しじゃんけんみたいな感じを非常に強く持つんです。ですから、私は、こういったものについては、少し時間的な余裕を持って、議会とかんかんがくがくやるというふうな姿勢が必要でないか、こういうふうにするんですが、その点についてはどういふものですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 議会とも一緒になっている議論を尽くしてやらなければならない

というふうなことは当然の、そのような議会のほうには説明し、納得してもらおうというのが当然のことでございます。先ほど申しましたように、今、昨年10月に県を通して国のほうに出したと、それ以後にいろいろ国と県とやりとりをしながら行って来たというふうなことであります。そのような中で、また計画等が固まりつつあるというふうなところでありましたので、昨年10月29日に全員協議会で説明したことから特別、昨日説明した以外、変わった点はあまりなかったわけでございます。そういうふうなことで、時期的にはこれから議会のほうにはいろいろ御説明を申し上げていきたいというふうにご考慮しておりますし、全体の賛同値の52.6%についても、おおむね過半数を超えたということから、民意が反映されたものとして進めてまいりたいというふうにご考慮しております。

【4番（池田好隆君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第45号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算から議案第51号平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算までの6件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第46号から議案第51号まで6件の質疑を終わります。

次に、議案第52号平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算の質疑を行います。

－ 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 議案第52号、291ページであります。この農集排の特別会計予算については、補正の段階でも若干の質疑があったようでしたので、ダブる点もあるかと思っております。私の質問のうち、使用料に関する記載、お伺いしておりますが、これ私の勘違いで、平成19年度ですか、象潟地区の使用料に統一されていると－18年の12月定例会ですか。これ私の勘違いでございまして、これは割愛したいと思います。

この事業が平成元年から続いたわけですが、相当長い期間にわたったわけでございます。この加入率の問題、これも先ほどちょっとありましたが、全体の加入率みたいなもの、これが当初の予定に比べてどんな感じなのかと、これをまず第1点お伺いしたいと思います。

それから、2つ目、この会計の維持の話、これも先ほど出しましたが、一般会計からの繰入金、あるいは起債償還の期限、こういったものもありますが、20年度の予算を見ましたら、使用料収入が8,600万円、それに対して歳出のほうの一般管理費が8,300万円と、この辺あたりは符合しているんですが、10年も経過しておりますので、一般管理費、つまり施設の管理、あるいは施設の老朽化、そういうふうなことも出てくると思いますし、一般管理費はこれからふえていくのではないかと、こういうふうに感じます。そうした場合、一般会計からの繰入金があるんですが、これは私の記憶では、ちょっと間違いだかもしれませんが、起債償還分といいますが、

これは基準財政需要額、これで措置されるので、その範囲内がまず一般会計からの繰り出しくらいだよというふうに記憶しているんですが、その辺、そういう解釈でいいのかどうかと。使用料に対して管理費が不足する場合は、元利償還と、その管理費の足りない部分、そういったものは際限なく一般会計から繰り入れができるのかどうかと、その点まず1点お伺いしたいと思います。

それから、起債償還の基金というのがありますが、これ平成18年度で減債基金1億2,000万円くらいあると。19年度これまたふえているようですが、この基金の造成と一般会計からの繰り入れ、これがどういう形でリンクしていくのかなと、その辺教えていただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初に加算率のことからお答えしたいと思います。全体の加算率であります。19年3月末日現在の処理区域内戸数は2,390戸で、加入済み戸数は1,941戸であり、接続率、加入戸数の率ですか、81.2%になっております。市の総合発展計画では、23年度の目標値を87.8%としておりますが、全区域内の未加入戸数が現在で449戸あります。そのうち158戸が加入することにより、その目標値に達することになります。特に今年度完成の上浜中央地区の加入率は現在33%ほどでありますので、市内全体の加入率の平均を80%ということで上浜中央地区も見ますと、市内全体の世帯加入率は92.7%になると推計しております。

それから、次に、会計維持と一般会計からの繰り入れの関係でありますけれども、本来の特別会計は加入者が納付する使用料金により施設等の維持管理を賄うということが基本でありますけれども、20年度予算では一般会計からの繰入金は予算書のとおり2億2,875万8,000円で、起債償還金のほうへ1億2,449万7,000円—これは元金のほうへです。それから起債償還金の利子のほうへ1億426万1,000円を向けているところです。20年度での維持管理費は当初予算で8,326万2,000円を計上しております。使用料で賄うということにしておりますが、御質問のとおり、今後老朽化により維持管理費がふえてくるというものも当然予想されますので、これからも一般会計からの繰り入れが必要になる可能性も出てくると思っております。

それから、御質問の中で、幾らでも繰り入れ可能かということですが、いっぱい一般会計のほうで余っていれば繰り入れしてもらいたいと思うんですが、なかなかそうもいかないのも、一応繰り入れについては、繰入金の内訳というようなことで統計というか集計をしておりますけれども、一応の目安という繰り入れの限度額というものはあります。そういうことで、この繰り入れの限度額を、18年度の決算によって出てくるわけですが、この繰り入れの限度額を結構超えておまして、これらについて、先ほどもお話ししましたけれども、まあ幾らでも一般会計から入れてもいいわけでもありませんので、先ほども申し上げましたとおり、ことしの5月で19年度の起債の償還金の額も確定してきますので、そこら辺も含めて、今後の農集排特別会計の計画、財政計画といいますか、運営計画といいますか、そこら辺をしっかりと立てて、一般会計からはあまりいただかなくても何とか運営できるようにというようなことで、まあ第一に対応しなければならないのは、加入していない方々から、同じ費用で処理しておりますので、たくさん入ってもらえればその使用料が上がってきますので、そういうところの対応もしながら、今後、公共下水道、それとガス水道局との連携を図りながら、適切な下水道使用料について検討・協議をして、あまり一般会計

には迷惑をかけずに、値段もあまり上がらないように、そこら辺検討しながら事業を進めてまいりたいと思っております。

【4番（池田好隆君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第52号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号平成20年度にかほ市ガス事業会計予算の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号平成20年度にかほ市水道事業会計予算の質疑を行います。 — 17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） 何点か、そうすれば、22ページの中で、20年度よりアスベスト管の更新事業着手とありますが、実施計画を見ますと、この3年間、約2,000メートル、2キロずつの更新というふうになっているわけですが、このペースで進捗した場合、工事期間を何年くらいと予測しているのかをまず1つ伺います。

そして、この事業そのものを継続事業として扱うのか、そして、総工費をどのくらいと見込んでいるのかをまず伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、お答えいたします。石綿セメント管の更新についてであります。この事業につきましては、旧金浦町時代で、平成13年度より石綿セメント管更新事業として国の補助をいただいて実施してきたものでございます。合併後につきましては、にかほ市で引き続き継続してこの事業を行ってきました。これまで7年間で旧金浦町時代を含めまして5.5キロほどの入れかえを行っております。しかし、にかほ市には石綿セメント管がおよそ27キロほどまだ残っております。この27キロのうち4.5キロにつきましては下水道工事とあわせて行うということで考えておりまして、残りの22.5キロにつきましては石綿セメント管更新事業で行う計画であります。

御質問の工事期間についてですが、実施計画のとおり2キロずつ施工したとしても12年かかるということになります。

番の事業完了まで継続ということですが、私どもといたしましても、この石綿セメント管についてはなくしたいということで考えておりますので、完成まで続けていきたいというふうに考えております。

番の工事費につきましては、概算でありますけれども、現時点ではおよそこれから9億円ぐらいかかるのではないかなというふうに見込んでおります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） 実施計画の20年度、それから21年度をちょっと比べてみますと、私の計

算が間違いなければですけども、この3年間で、メートル当たりの単価を計算してみますと、20年度の単価と21、22を合わせてみますと、20年度の起債額に匹敵するぐらいの金額の差が出るようなんですけども、これは何か特別な、いろいろな工事の施工の段階で予測されることがあっての数字なのか、そこら辺ちょっと伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） ただいまも申し上げましたけれども、事業費についてはまず概算であります。したがって、若干のずれはあると思っておりますけれども、石綿セメント管そのものにつきましては最初の水道創設時以来、安くて丈夫であるということで布設されてきたものでございますけれども、結果的に口径の小さいもの、50ミリ、75ミリ、100ミリ、こういったものは案外もろかったということで、甚だ損傷が大きく、こういうものを中心にこれまで入れかえを行ってきたものでございまして、それよりも大口径のもの、150ミリ、200ミリということになりました。だんだん強度的にも丈夫になってきてございまして、そういうものは逆に言いますと公共下水道ですとか、あるいは配水管の区域であるとかのほうにありませんので、そういうものが残っているのが現実でございます。したがって、今後の工事区間というものは、ある程度大口径のものということで、これまでよりも費用のかかり増しということが想定されておりますので、若干の費用の違いは出てくるというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） 最後。局長の言ったことはわかりました。それで、いわゆる旧町単位でいった場合の残っているやつを確認の意味で、どのくらいずつになりますか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、概算の延長でございますけれども、にかほ市の水道管の総延長が251キロございます。そのうち27キロほどが石綿セメント管ということで今残っているものでございますけれども、各町ごとですけれども、旧仁賀保地区が2キロ、金浦地区も2キロ、象潟地区が23キロということで27キロというふうになっております。以上です。

【17番（佐藤元君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第54号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号にかほ市が保育を実施する児童に由利本荘市立保育所を使用させることに関する協議についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第55号の質疑を終わります。

日程第51、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第36号及び議案第45号の審査のため、議長を除く23人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、
年長議員から司会をお願いします。23 番山田明議員。

暫時休憩します。

午後 3 時 39 分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番 飯 尾 善 紀	2 番 佐々木 正 勝
3 番 市 川 雄 次	4 番 池 田 好 隆
5 番 宮 崎 信 一	6 番 佐 藤 文 昭
7 番 佐々木 正 明	8 番 小 川 正 文
9 番 伊 藤 知	10 番 加 藤 照 美
11 番 佐々木 弘 志	12 番 村 上 次 郎
13 番 菊 地 衛	14 番 佐々木 清 勝
15 番 榊 原 均	16 番 竹 内 賢
17 番 佐 藤 元	18 番 斎 藤 修 市
19 番 佐々木 平 嗣	20 番 池 田 甚 一
21 番 本 藤 敏 夫	22 番 佐々木 正 己
23 番 山 田 明	

.....

議会事務局職員

議会事務局長 竹 内 享 一	局長補佐 佐 藤 谷 博 之
議事調査係長 佐 藤 正 之	主 査 佐々木 美 佳

.....

説 明 員

市 長 横 山 忠 長	副 市 長 横 山 昭
教 育 長 三 浦 博	企 業 管 理 者 佐々木 勝 利
総 務 部 長 佐 藤 好 文	市 民 部 長 池 田 史 郎
健康福祉部長 笹 森 和 雄	産 業 部 長 岩 井 敏 一
建 設 部 長 金 子 則 之	教 育 次 長 小 柳 伸 光
ガス水道局長 須 田 登 美 雄	消 防 長 中 津 博 行
総務部総務課長 齋 藤 隆 一	企 画 課 長 竹 内 規 悦
財 政 課 長 森 鉄 也	健 康 推 進 課 長 三 浦 美 江 子
農 林 課 長 阿 部 誠 一	商 工 課 長 森 孝 良

観光課長 武藤 一 男 建設課長 佐藤 家 一
都市整備課長 佐々木 義 明 教育委員会総務課長 阿 部 均
ガス水道局事業課長 北 村 正

.....
午後 3 時 39 分 開 会

年長委員（山田明君） にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は 23 人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 23 番、私、山田を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、11 番佐々木弘志委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には 23 番、私、山田を、副委員長には 11 番佐々木弘志委員が決定しました。

23 番、私、山田、11 番佐々木弘志委員が議場におられますので、本席から、にかほ市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第 36 号及び議案第 45 号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後 3 時 42 分 散 会
.....

午後 3 時 43 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 52、議案及び陳情・請願の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第 6 号から議案第 55 号までの 50 件は、お手元にお配りしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第 1 号から陳情第 5 号までの 5 件及び請願第 1 号は、お手元にお配りしております陳情文書表及び請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第 53、請願の紹介を議題とします。

今定例会に提出された請願第 1 号米価の安定と生産調整に関する請願の紹介を求めます。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 追加で配付されました請願、米価の安定と生産調整に関する請願です。請願者は農民運動秋田県連合会の委員長佐藤長右衛門、紹介者は私、村上次郎です。

御存じのとおり米は日本人の主食です。食料自給率が全体として低下する中で、米は自給を維持しているという点でも、農業経営の主力となっているという点でも、文字どおり日本農業を支える柱となっています。06 年産の生産者米価は 60 キログラム 1 俵、価格は 1 万 4,826 円、そして、生産費の平均は 1 万 6,824 円ということで、生産費を 2,000 円も下回るという生産者米価になっています。この米価で、よく報道されていますけれども、農家の労働報酬は 1 時間当たりになると、この値段ではわずか 256 円というふうに言われております。ちなみに最低賃金がありますが、最低賃金も低い低いと言われておりますが、秋田県の最低賃金は 618 円ですから、この 256 円というのはあまりにも低い金額ではないでしょうか。これでいいわけではない、こういうふうに思います。

また、中国産の冷凍ギョウザによる中毒事件というのは、食の安全・安心、輸入食品や自給率など多くの問題を投げかけています。また、今、国際的に穀物相場が高騰し、原油価格の高騰もあり、国内の食品価格が大幅に引き上げられてきています。これは、穀物のバイオ燃料への転換、途上国の食糧需要の拡大、異常気象などで、この傾向はまだまだ続くと考えられています。

政府は、米価の下落というのは米の過剰にあるというふうに言って、生産調整の拡大を打ち出しています。一方、政府は、備蓄米を主食用に売却するとしており、売却されれば、農家が生産調整をしてもその効果は水の泡となりかねません。水田を守り、有効活用を図ることは、自給率の向上

にも大きな力を発揮できます。以上のことから請願項目が2つあります。

1つ目は、強制的な生産調整の推進ではなく、自給率の低い作物の生産拡大に役立つよう、万全な支援措置による誘導策に転換すること。

もう一つは、生産調整の実効性をなくす備蓄米の主食用売却の棚上げを継続すること。

この2点ですが、十分審議、そして採択されますようよろしく願いして、提案説明とさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） これで請願の紹介を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後3時49分 散 会